

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成19年6月19日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成19年6月19日（火曜日）

午前10時1分開議

午後0時30分休憩

午後1時32分開議

午後3時7分閉会

本日の会議に付した事件

平成19年度主要事業等説明

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第10号 財産の取得について

報告第1号 平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告事項

①健康福祉部における平成18年度の行財政改革の取り組みについて

②熊本県地域福祉支援計画の中間見直しについて

③熊本県中小企業振興基本条例への取り組みについて

④熊本県立保育大学校の廃止について

⑤熊本県子ども輝き条例（仮称）の検討状況について

⑥「熊本県立こころの医療センターのあり方に関する報告書」の概要について

⑦医療制度改革の概要について

⑧早産予防対策事業について

⑨（株）コムスンの問題への対応について

⑩環境生活部における平成18年度の行財政改革の取り組みについて

⑪平成18年度ダイオキシン類の環境調査結果及び法定自己検査結果について

⑫平成18年度環境ホルモン調査結果について

⑬平成19年度光化学スモッグ注意報の発令について

⑭「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果について（平成18年度）

⑮菊池市柏地区の産業廃棄物処理施設問題について

⑯水俣病対策の状況等について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

出席委員（8人）

委員長 藤川 隆夫

副委員長 重村 栄

委員 大西 一史

委員 福島 和敏

委員 九谷 弘一

委員 船田 公子

委員 淵上 陽一

委員 高野 洋介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 岩下 直昭

次長 森枝 敏郎

次長 林田 直志

次長 東 明正

健康福祉政策課長 岡村 範明

社会福祉課長 坂田 憲久

首席健康福祉審議員兼

少子化対策推進課長 矢田 貝泰之

高齢者支援総室長 岩田 宣行

高齢者支援総室副総室長 倉永 保男

高齢者支援総室副総室長 橋本 博之

障害者支援総室長 前 田 博
 障害者支援総室副総室長 若 杉 鎮 信
 障害者支援総室副総室長 兼 行 雅 雄
 医療政策総室長 高 橋 雄 二
 医療政策総室副総室長 高 嶋 裕 治
 首席医療審議員兼
 健康づくり推進課長 中 田 榮 治
 健康危機管理課長 牧 野 俊 彦
 薬務衛生課長 早 川 弘 文
 環境生活部
 部 長 村 田 信 一
 次 長 富 永 安 昭
 次 長 駒 崎 照 雄
 次 長 中 山 寛
 環境政策課長 坂 本 慎 一
 環境政策監兼
 環境立県推進室長 森 永 政 英
 環境保全課長 古 庄 眞 喜
 水環境課長 林 田 源 正
 自然保護課長 久 保 尋 歳
 首席環境生活審議員兼
 廃棄物対策課長 本 田 恵 則
 廃棄物公共関与政策監兼
 公共関与推進室長 山 口 洋 一
 水俣病保健課長 谷 崎 淳 一
 水俣病審査課長 田 中 彰 治
 食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子
 交通・くらし安全課長 江 藤 弘 文
 人権同和对策課長 佐 藤 幸 男
 人権センター長 福 岡 耕 治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦
 政務調査課課長補佐 内 田 豊
 政務調査課課長補佐 楢木野 美紀子

午前10時1分開議

○藤川隆夫委員長 おはようございます。
 第2回目の厚生常任委員会になりますけれども、執行部の皆さんとは初めてなので、一

言だけ、ごあいさつさせていただきます。

さきの第1回の委員会で委員長に選任いただきました藤川でございます。

この1年間、この厚生常任委員会では、さまざまな問題が山積しています。そういう中において、委員の皆様、執行部とともに、いろいろな形で県政の中で役に立つ事業になるように努力していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから始めたいと思います。まず、きょう傍聴の申し出が1名ありましたので、これを認めることにいたしたいというふうに思っております。

本日の委員会、初めての委員の方がいらっしゃいますので、まず、執行部の幹部職員の紹介をお願いしたいと思います。

紹介は、課長以上をお願いいたします。

なお、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の役付名簿のとおりであります。

それではまず、健康福祉部、環境生活部の順でお願いをいたします。

(健康福祉部長～薬務衛生課長、環境生活部長～人権センター長の順に自己紹介)

○藤川隆夫委員長 じゃあ、この1年間、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、執行部から主要事業について説明及び本委員会に付託された議案等について審査を行います。健康福祉部、環境生活部とも相当の事務量がありますので、両部からの出席を分けて行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、時間配分の都合上、健康福祉部から先に行いますので、環境生活部関係者は、ひとまず退席をお願いします。

(環境生活部関係者退席)

○藤川隆夫委員長 それでは、始めますけれども、質疑は、主要事業及び付託された議案等について説明を受けた後、一括して行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それではまず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、健康福祉部、岩下部長、お願いします。——着座のままで構いません。

○岩下健康福祉部長 それでは、御説明を申し上げます。

平成19年度の健康福祉部の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、当部の組織機構についてでございますが、本年4月1日に健康づくり推進課内に生活習慣病対策室を設置いたしまして、子供から高齢者まで生涯を通じた健康づくりを進めますとともに、健康寿命を延ばすため、メタボリックシンドロームの予防対策等に取り組むなど、生活習慣病対策を重点的に推進してまいります。

また、出先機関におきましては、県内看護系大学等の保健師養成状況、また、県の役割の変化等を踏まえまして、本年3月をもちまして、保健学院を廃止いたしました。

次に、平成19年度当初予算でございますが、一般会計予算で総額1,029億2,000万円余を計上いたしております。

その施策の主なものについて御説明申し上げます。

まず、地域福祉の推進につきましては、県地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランに基づき、だれもがいつでも集える地域福祉の拠点としての地域の縁がわづくりの推進や、身近な地域で住民同士がともに支え合う小地域ネットワークづくり等に取り組んでまいります。

次に、少子化対策につきましては、県政の

最重要課題の一つとして取り組むことといたしております。多子世帯に対する子育て支援として、第3子以降3歳未満児の保育料無料化を進めてまいりますほか、地域子育て支援センターなど、地域子育て支援拠点の充実に計画を前倒しして取り組んでまいります。

さらに、子育ての意義、すばらしさを伝えます。ポジティブキャンペーンを積極的に展開いたしまして、仮称でございますが、子ども輝き条例の策定など、県民ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

また、児童虐待の防止につきましては、児童相談所を核といたしまして、発生予防から早期発見、早期対応、子供の自立支援まで、切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、高齢者対策につきましては、県民一人一人ができるだけ健康で活動的に長寿を全うすることができますよう、介護予防、健康長寿づくりに引き続き取り組んでまいります。

なお、先日来、全国的に問題となっております株式会社コムスンの問題につきましては、後ほど御報告させていただきますが、県といたしましては、介護サービス利用者の方々の不安の払拭とサービスの確保を第一として対応することといたしております。

次に、障害者支援につきましては、障害者自立支援法の円滑な施行のために設置いたしました障害者自立支援対策臨時特例基金を活用いたしまして、市町村や事業者への緊急支援を実施いたしますとともに、福祉施設で働く障害者の方々の工賃の増加や地域における生活を進めるための相談体制の充実を図ってまいります。

また、本年3月に策定いたしました熊本県障害福祉計画に基づきまして、市町村や事業者と連携しながら、各種サービス基盤の計画的な整備に努めてまいります。

次に、保健医療推進対策につきましては、後ほど御報告させていただきますが、昨年策

定されました医療制度改革関連法に基づきまして、本年度は、第5次保健医療計画を初めといたしまして、健康増進計画、地域ケア体制整備構想、医療費適正化計画の4計画を策定いたします。

また、後期高齢者医療制度の平成20年4月からの適切な運用開始に向けまして、運営主体であります広域連合への支援を引き続き行ってまいります。

次に、医師確保対策につきましては、地域における医師偏在の改善を図るため、女性医師就業支援、ドクターバンクの設置等の総合的な医師確保対策に取り組んでまいります。

次に、小児救急医療体制の整備につきましては、拠点病院の運営支援、シャープ8000による電話相談事業に加えまして、地域の小児医療の提供体制の具体的な検討などに取り組んでまいります。

次に、周産期の母子医療対策につきましては、新生児集中治療室の病床数の不足、また極低出生体重児の増加等の現状を踏まえまして、新たに早産予防対策事業を実施し、早産そのものを減少させる妊娠管理の取り組みが県下の保健・医療機関に広がるよう努めてまいります。

最後に、新型インフルエンザ対策につきましては、平成18、19年度の2カ年で、予防及び治療に有効な抗インフルエンザウイルス薬、タミフルの備蓄を進めていくことといたしておりまして、本年1月に備蓄目標量の半数の7万7,000人分を購入し、備蓄を開始いたしましたところございまして、本年度に残りの半数を購入することによりまして備蓄目標量を確保し、発生に備えた準備を進めてまいります。

次に、平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算でございますが、これは母子寡婦福祉資金の貸付金でございます、1億円余を計上いたしております。

次に、平成19年度熊本県病院事業会計予算

でございますが、県立こころの医療センターの予算といたしまして、病院の管理運営等に要する経費21億200万円余を計上いたしております。

以上、特別会計を含みます健康福祉部の平成19年度当初予算総額は1,051億2,200万円余となりまして、平成18年度当初予算と比較いたしますと、金額で29億7,400万円余の増額、率にいたしまして2.9%の増となっております。

次に、本議会に提案いたしております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、予算関係1議案、条例関係1議案、報告1議案の3議案でございます。

まず、第1号議案の平成19年度熊本県一般会計補正予算でございますが、今回お願いいたしております補正予算の総額は、6億5,200万円余の増額でございます。

その主な内容でございますが、障害者自立支援法の円滑な施行のため、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用しました障害者の地域生活移行や就労支援を推進するための経費等でございます。

次に、第10号議案の財産の取得についてでございますが、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬を購入し備蓄するものでございます。

次に、報告第1号の平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、老人福祉施設整備事業費及び障害者福祉施設整備事業費につきまして、総額1億9,100万円余を繰越明許費として、平成18年度から平成19年度へ予算を繰り越したものでございます。

このほか、健康福祉部におきます平成18年度の行財政改革の取り組みについてなど、9件について御報告させていただくことといたしております。

なお、御報告させていただきます案件のう

ち、熊本県立こころの医療センターのあり方につきましては、こころの医療センターあり方検討委員会の報告書の内容を踏まえまして、同センターの地方公営企業法の一部適用から全部適用への移行に向けまして、本年度中に所要の準備を進めていくことといたしております。

以上、今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各総室長、課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。概要の説明とさせていただきます。

○藤川隆夫委員長 御苦労さまでした。

引き続き、各課長から説明をお願いします。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

主要及び新規事業関係の資料をお願い申し上げます。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、地域福祉の推進でございますが、県民だれもが安心して暮らせるようなまちづくり活動が、おのおの地域の状況に応じて進められるよう支援してまいります。

昨年度中間見直しを行いました地域福祉支援計画に基づきまして、市町村、あるいは民間団体の地域福祉に係ります先駆的な取り組みを支援していくことといたしております。

なお、中間見直しにつきましては、後ほど報告事項として御報告させていただきます。

事業といたしまして、4ページにかけまして9本挙げております。主な事業について御説明申し上げます。

1番の地域福祉計画推進・支援事業でございますけれども、市町村の地域福祉計画につきましては、フォーラムの開催、あるいは専門のアドバイザーの派遣、こういったことの支援を行いまして、今年度中に全市町村の策

定、あるいは策定着手を目指すということといたしております。

2の地域の縁がわづくり推進事業でございますが、地域住民だれもがいつでも集える地域福祉の拠点づくりを行うもので、ハードを中心といたしました補助でございますが、1カ所当たり200万円を限度といたしまして、今年度は20カ所の整備を予定しているところでございます。

3番の地域の結いづくり推進事業でございますが、身近な地域で、住民が支えたり支えられたりする小地域ネットワーク活動の充実、推進を図ってまいります。

4番の地域のちからおこし事業でございますが、地域福祉を支える担い手育成といたしまして、地域福祉塾等を開催する予定といたしております。

1つ飛びまして、6番の福祉サービス第三者評価推進事業でございますが、これは昨年度スタートいたしました事業でございますが、事業者みずからのサービスの質の向上への取り組みを促すものでございまして、今年度は、評価機関の質の確保、制度の普及啓発、そういったものに力を入れますとともに、評価を受けるインセンティブとなるような費用の一部助成を継続いたしまして、事業の促進をさらに図ってまいります。

4ページをお願いいたします。

1番の健軍くらしささえ愛工房管理事業でございますが、市町村の合併等による空き庁舎あるいは学校等を活用いたしました同様の取り組みが進みますよう、ささえ愛工房での取り組みを広く紹介するなどの普及啓発、情報発信に取り組んでまいります。

説明欄の①以降は、運営をしておりますNPO法人の取り組みを参考までに掲載させていただきます。

最後の9番でございますが、福祉有償運送事業でございます。

県といたしましては、県が主催をいたしま

す2つの協議会を引き続き運営してまいります。また、障害者自立支援法に基づきます障害者施設への送迎サービスが福祉有償運送の対象となったため、協議会未設置の市町村を含めまして、圏域単位を基本といたしました協議会の再編につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

大きな項目の2つ目でございますが、やさしいまちづくりの推進でございます。

説明欄の2、やさしいまちづくりの普及啓発事業におきましては、障害者用駐車場の適正利用を図り、駐車可能な人を明確にしていこうということで、パーキングパーミット、障害者用駐車場利用証の制度の検討、導入に取り組んでいくこととしております。

これは、障害をお持ちの方だけではなく、妊婦の方、あるいはけがをされている方、一時的な歩行困難な方も対象として考えておりますけれども、やさしいまちづくり推進協議会の専門委員会で具体的な検討を行っていくこととしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、生活保護関係でございます。

1の生活保護の現状ですが、右の備考欄の表でございます。

ここ20年ぐらいでは、生活保護人員でございますけれども、昭和58年をピークに減少をいたしておりましたけれども、平成8年を底に増加に転じ、人員、保護率とも現在も微増傾向でございます。

景気が回復しつつあると言われておりますけれども、まだ十分に浸透してない、あるいは高齢化等の進展、そういったものが要因として挙げられるかと思っております。

中ほどにございますけれども、直近の本県

の保護率は、8.86パーミル、これは千分比でございますけれども、全国平均に比べますと低く、また、保護世帯の6割が熊本市ということになっております。

2の主な取り組みでございますけれども、自立支援プログラムの定着ということで取り組んでおります。

生活保護は、経済的な給付と同時に自立の支援を目的といたしております。保護世帯の自立支援をさらに促進するために、今年度も、各福祉事務所で就労支援あるいは社会参加自立、そういった自立支援プログラムに基づきまして、組織的に対応してまいりたいと思っております。

3の新規事業でございます。

現在、国においては、生活保護制度の抜本的な見直しを含めた社会保障制度の改革を進めております。こういった中で、今年度は、居住不動産を担保に長期生活資金を保護に優先して借り入れるといたしますか、そういった制度を導入することとしております。

6ページをお願いいたします。

援護関係でございます。

1の県営住宅、引揚者向けの住宅の整備でございます。

戦後、外地からの引揚者等に対し援護住宅を建てております。熊本市内に3カ所、健軍、南町、大江に残っておりますが、既に2カ所については整理いたしております。大江2丁目でございます山の上団地について、老朽化のため、今後建てかえを進めていくということでございます。

2の帰国者援護でございますが、中国残留邦人につきましては、国の支援策が不十分というようなことで、全国各地で集団訴訟が提起されております。うち、6割が生活保護を受けておられるというような非常に厳しい実態でございます。今回、これらの方々が地域で安心して暮らせるよう支援策の見直しが行われております。日本語の習得、2世、3世

の就労促進、社会的自立のための支援に取り組むことといたしております。

次に、社会福祉施設等指導監査でございます。

社会福祉法人、あるいは施設の適切な運営を確保するため、全法人、施設を対象に、私ども実地に指導監査を行っております。今年度は、法人で91カ所、施設で222カ所を予定いたしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○矢田貝少子化対策課長 少子化対策課の主要事業、新規事業について御説明申し上げます。

大きく4項目ございますが、まず、7ページ、次世代育成支援行動計画の推進と地域における子育て支援といたしまして、まず、1の次世代育成支援行動計画バックアップ事業、これは、17年3月に県、市町村が策定した行動計画の着実な推進、フォローアップを行うための事業でございます。

2番の地域における子育て支援推進事業でございますが、これは、地域全体で子供、子育てを支えていく環境づくりを推進する事業でございます。

まず、子育て支援に係る人材の資質向上、ネットワークの構築、2点目として、企業や商店街等を巻き込んだ子育て支援の取り組みとして、くまもと子育て応援の店・企業推進事業、さらに、今年度新たに、マル新とございますとおり、おじいちゃんもおばあちゃんも子育て応援団モデル事業といたしまして、高齢者等を活用した子育て支援のネットワークづくりというものにモデル市町村で取り組むこととしております。

3番目、マル新とございます子育てポジティブキャンペーン、これも、子育ての意義、すばらしさを伝え、地域、社会全体で子育てを支える意識醸成のため、イベント、キャンペーンを実施する今年度の新規事業ござい

ます。子育て応援集会、子育て情報誌、パパ手帳の作成などのほか、後ほど御報告いたしますが、子ども輝き条例の制定を検討しているところでございます。

4点目、すこやか親育ちサポート事業は、妊娠、出産、育児に至る連続したサポートとして、産後うつ病の早期発見、育児に不安を抱える親育ちのサポートなどを行う事業でございます。

おめくりいただきまして、5番といたしまして、児童健全育成事業についてでございますが、これは、放課後お子様をお預かりする放課後児童クラブ、学童保育の実施に係る事業でございます。今年度は、211カ所での実施を予定しております。また、新規事業といたしまして、既存の空き教室などを活用してこの事業を実施する場合の備品等の購入費の補助を支出しております。

大きな項目の2点目が、保育サービスの充実による児童福祉対策の推進でございます。

まず、1といたしまして、私立の保育所の運営費に負担をするものでございます。

2番目といたしまして、特別保育推進事業、これは保育所における多様な保育サービスの実施、一時保育、休日保育等の実施等を行うものでございます。19年度は、地域子育て支援センター、つどいの広場など、地域の子育て支援拠点事業、特に0、1、2歳で、御家庭で子育てをしている方に対する支援を行う、こうしたセンターなどを118カ所を実施することとしております。また、新たに保育所内で病児、病後児保育を実施する自園型の病児・病後児保育の制度というものを創設しております。

3番目の多子世帯子育て支援事業、先ほど部長からも説明ございましたとおり、今年度から、第3子以降3歳未満児の保育料について無料化する市町村に対して、同時入所の要件をなくし、補助をすることとしております。

4番目、保育充実専門研修事業は、現場保

育士の専門的な研修を県として実施する事業でございます。

9 ページ、大きな項目の3つ目の要保護児童対策でございます。

1 番目の児童養護施設等への措置費でございますが、これは、保護者がいなかったり、もしくは監護能力に欠けているような要保護児童に対しまして、児童養護施設あるいは里親等において入所あるいは委託する場合の経費を支援するものでございます。

2 番目の子ども虐待防止総合対策推進事業でございますが、これも、中央及び八代児童相談所を中心に、児童虐待防止対策を行うために、市町村と関係機関とのネットワークの構築を進める事業でございまして、記載のとおり、事業を実施してまいりたいと考えております。

この中で、③の下に星で書いてございまして、子どもの虐待防止推進全国フォーラムinくまもとの開催ということで、本年11月に、厚生労働省の主催で、虐待防止のための全国フォーラムを熊本で開催することとしております。

また、新規事業といたしまして、身元保証人確保対策事業、これは、児童が入所していた児童養護施設の施設長が、その子供の退所後に身元保証人となった場合の保険料の補助を行うものでございます。

また、児童自立生活援助事業と申しますのは、義務教育終了後に児童養護施設等を退所した後も支援が必要な児童を支援する児童自立生活援助ホームというものを、熊本市藤崎台の方に新設するという事業でございます。

3 番目は、児童福祉施設についての整備補助、本年度は、1カ所について整備補助を行うこととしております。

最後の大きな項目、ひとり親家庭福祉の推進でございます。

1 番目の母子家庭等就業・自立支援センター事業は、県総合福祉センター内にある熊本

県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、これは、県の母子寡婦福祉連合会に委託いたしまして、母子家庭の母等に対しまして、就業相談、講演会の開催、求人情報の提供等の就業支援を行う事業でございます。

おめくりいただきまして、10ページでございます。

2 番目は、母子家庭の自立支援のための職業能力開発のための講座の受講経費等の給付金事業でございます。

3 番目、ひとり親家庭等の医療費の助成事業でございます。

これは、これまで母子家庭に対しまして、母と子の健康保持の観点から、経済的に負担がかかるということで医療費の一部を助成しておる市町村に対する補助事業でございますが、今年度から、新たに、一定の所得要件を満たす父子家庭についてもこの医療費助成の対象とすることとしております。

4 番目は、母子家庭等に対する児童扶養手当の支給に係る経費でございます。

5 番目が、児童手当の交付に係る経費でございます。今年度から、国の方の対策といたしまして、3歳未満児につきましては、第1子、第2子も5,000円から1万円に増額して児童手当を支給するということになっております。

6 番目、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子、父子家庭等の家事、子育てニーズに対する生活支援員の派遣を行う事業でございます。

7 番目の父子家庭等支援事業、こちらは、父子家庭に対する相談会、セミナーの開催などの事業でございますが、今年度新たに、ホームフレンド事業といたしまして、子供の相談相手になるような大学生等を派遣するホームフレンド事業に取り組むこととしております。

最後の母子寡婦福祉資金貸付金事業につきましては、これは母子家庭等の経済的自立を

助成するための貸付金の貸し付けを行う事業でございます。

以上でございます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

11ページをお願いいたします。

高齢者支援総室は、大きく5項目につきまして、11ページから14ページまでまとめさせていただいております。

まず、11ページの第3期高齢者かがやきプランの推進でございます。

昨年3月に策定いたしました第3期高齢者かがやきプラン、これは県の高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画の両方を含んでおりますが、これを今年度から平成20年度までの3年間を計画期間としております。この計画の推進を図るため、ここに掲げておりますような明るい長寿社会づくり推進事業などの事業に取り組みますとともに、計画の推進委員会を開催いたしまして、協議あるいは事業評価を行ってまいるのでございます。

次に、地域ケア体制整備構想の策定でございますが、医療制度改革の一環として行われます療養病床の再編成、これを円滑に進めますため、地域において、医療、介護を含む地域ケア体制を整備する必要があります。

そのため、地域ケア体制整備構想、これを本年度策定するものでございます。この構想は、今後策定することになります医療と介護の3つの計画に係る横断的な構想としまして、平成19年中を目途に策定することとしております。

次に、要介護高齢者に対する取り組みでございますが、ここは大体介護保険を中心とする各種事業でございます。

まず、1番の介護給付費県負担金交付事業でございますが、介護保険の給付費として法定の県費負担金、これを介護保険の実施主体でございます市町村に対して交付するもので

ございます。県の負担率は、居宅サービスについては12.5%、施設サービスにつきましては17.5%となっております。

12ページをお願いいたします。

2番の介護保険低所得者対策特別事業でございます。

市町村が低所得者の介護サービス利用者の方に利用料負担の軽減措置を行う場合、これに対して助成をするものでございます。

3番のケアマネジメント活動推進事業ですが、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーでございます。この現任者等の資質向上研修、それと、昨年4月に新たにできました主任介護支援専門員とございますが、こちらに対する研修を行うものでございます。

4番の指定サービス事業者管理事業でございます。

介護サービスに係る事業者指定申請、あるいは指定の更新申請に対応しますとともに、サービスの質の確保、あるいは介護報酬の適正化のために事業者指導を行うものでございます。

5番の認知症介護研修等事業でございます。

認知症の方への介護の技術あるいは知識の向上のため、ここに掲げております関係者に対する各種研修を行いますとともに、また、広く県民を対象に、認知症の理解に向けた普及啓発を行う事業でございます。

13ページをお願いいたします。

要介護状態になるおそれが強い高齢者に対する取り組みでございます。

1番の軽費老人ホーム事務費補助事業は、ケアハウス等のいわゆる軽費老人ホームの設置者が利用者からの利用料を減免した場合、それに対して県が補助を行うものでございます。

2番の地域支援事業交付金交付事業でございますが、これは、いわゆる要介護状態になる前からの予防対策を図る今回の介護保険制

度の改正の一つの柱でございますが、その対策とともに、また要介護状態になった場合に おきましても地域で自立した日常生活を送ることが できますよう、高齢者あるいはその家族等を総合的に支援する事業でございます。市町村が実施する事業に対して県から交付金を 交付するものでございます。

3番の介護予防推進重点対策事業でございます。

これも介護予防の関係でございます、要介護状態につながるような高齢者の生活機能の低下予防のために市町村が実施します事業に対して支援する、そういった介護予防対策に重点的に取り組むものでございます。

また、この支援に当たっては、各老人保健福祉圏域に拠点となる12の医療機関等を地域リハビリテーション広域支援センターとして指定をしております、このセンターを通じて市町村等に対しまして技術的支援を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

最後に、元気な高齢者に対する取り組みでございます。

1番の明るい長寿社会づくり推進事業でございます。

財団法人熊本さわやか長寿財団の事業に対する補助を行うものでございます。

ここに掲げておりますように、高齢者の社会活動についての啓発、普及、あるいはスポーツ、文化の集い等の開催を行うものでございます。

2番の高齢者いきいきかがやきボランティア活動推進事業でございますが、県の老人クラブ連合会に委託をいたしまして、元気な高齢者が、ひとり暮らし、あるいは体の弱い高齢者の方々を訪問し、話し相手、あるいは日常生活の援助などの友愛訪問活動を行います、シルバーヘルパーと呼んでおりますが、シルバーヘルパーの養成等を行うものでございます。

最後に、3番、高齢者人権啓発事業、新規事業でございます。

昨年4月に成立いたしました高齢者への虐待防止の関係でございますこの虐待防止法に基づく虐待防止策のための講演会、あるいは街頭のキャンペーン等を行うことによりまして、高齢者への人権啓発活動、あるいはまた、市町村行政職員等に対する人権擁護研修会等を行うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室です。

15ページから18ページまで6項目に区分をして御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、15ページをお願いいたします。

くまもと障害者プランの推進でございます。

本県の障害者施策につきましては、障害者基本法に基づくくまもと障害者プラン及び障害者自立支援法に基づく熊本県障害福祉計画の2つのプランを策定し、計画的に推進しているところでございます。

次に、障害者自立支援法の円滑施行でございます。

平成18年4月に施行されました障害者自立支援法につきましては、抜本的な制度改正となっているため、円滑な制度移行、定着を図るため、平成20年度までの特別措置として国から特別対策が示されたところでございます。

以下、同対策による事業でございます。

まず、1の新規事業、障害者福祉サービス事業者等激変緩和事業の(1)の事業運営円滑化事業でございますが、事業者へのサービス報酬が従来の月額報酬から日払い報酬に改正されたことから、結果的に報酬総額が減少し、その激変緩和として、減少分の一部につきまして事業者へ補助を行うものでございます。

(2)の通所サービス利用促進事業でございますが、送迎サービスに係る費用の一部を事業者へ補助するものでございます。

2の新規事業、自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業でございますが、自立支援法の施行に伴い、市町村においてシステム等の改修が必要となります。これらの事務経費について市町村へ補助を行うものでございます。

次に、地域生活の支援でございます。

障害児、障害者が、地域で安心して生きがいを持って生活を送ることができるように支援するための事業でございます。

1の事業は、施設で働く障害者の方々の賃金アップを目指す事業でございます。2の事業は、居宅介護等、居宅福祉サービスに要する経費でございます。それから、3の事業は、重度障害者、4の事業につきましては、精神障害者に対する医療費助成に要する経費でございます。5の事業は、精神障害者の退院促進を目指す事業でございます。6の事業は、地域で生活する発達障害者の支援に要する経費でございます。

次に、施設訓練サービスの提供でございます。

障害者の方が施設を利用した場合に要する経費でございます。

1の事業は、障害者の大人の方の施設利用に関する負担金でございます。2の事業は、障害児、子供の施設利用に関する負担金でございます。3の事業は、障害児の施設利用に関するものでございますが、特に児童の世帯にとっては、今般の制度改正に伴いまして、利用者負担金に対する負担金が非常に大きいことから、その軽減を行うための経費でございます。

次に、社会参加の促進でございます。

障害者の社会参加と自立支援を促進するための事業でございます。

スポーツ大会の開催、盲導犬など介助犬の

育成、人権に関する相談窓口の設置などがございます。

最後に、精神科医療の充実です。18ページをお願いいたします。

県立こころの医療センターにつきましては、処遇困難な患者の受け入れなど県立病院としての役割を果たしつつ、経営改善についても取り組んでいるところでございますが、昨今の医療環境が厳しさを増す中、県立病院としての使命やさらなる経営改善を図るため、昨年3月から、外部委員も交え、あり方検討会を設置し、医療や経営の今後の方向性について検討を行ってまいりました。先日その取りまとめが終了したところでございますが、報告書の内容については、また後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 医療政策総室でございます。

資料は、19ページから21ページに8項目について整理をさせていただいております。

まず、19ページをお願いいたします。

保健医療推進対策の1の熊本県保健医療計画の推進でございますけれども、医療計画は、本県の医療提供体制の整備の方向性を定めております。現行の第4次の計画が今年度までの計画期間となっておりますので、次期第5次計画を新たに策定するものでございます。医療計画は、医療法によって各都道府県に策定が義務づけられております。

2の医療費適正化計画策定事業は、昨年の6月、医療制度改革関連法の成立によりまして、新たに平成20年度を初年度とする5カ年間の計画を策定するものでございます。この計画には、平均在院日数の短縮に関する数値目標、糖尿病等患者予備軍の減少に関する数値目標、健診及び保健指導の実施率に関する数値目標などを盛り込むこととされております。

3の医療安全対策事業は、総室内に相談窓口を設置いたしまして、医療に関する相談、苦情に応じるものでございます。

次に、医師確保総合対策でございます。

地域による医師の偏在、小児科、産科などの特定の診療科の医師不足が大きな課題となっておりますけれども、県といたしましては、医師派遣などの調整を行う医療対策協議会の設置運営、女性医師への就業支援、医師の無料職業紹介、いわゆるドクターバンク制度でございます。臨床研修医の確保のための本県出身の県外の医学生などに対する説明会、情報提供等に取り組むものでございます。

2の自治医科大学運営負担金等でございますが、僻地に勤務する医師を養成するため自治医科大学の運営費などを負担するもので、現在12名の本県出身の学生が学んでおります。卒業後は県職員として採用いたしまして、本県の僻地診療所等で9年間の勤務義務がございます。ちなみに、今年度は、12名の自治医科大学卒医師を僻地診療所等に派遣をいたしております。

次に、僻地医療対策の1、僻地医療施設運営費補助でございます。3つの僻地医療拠点病院及び市町村が設置しております僻地診療所の運営、また、代診医の派遣調整や研修会等の企画をいたします僻地医療支援機構の運営などを行うものでございます。

2の僻地医療・設備整備費補助は、僻地診療所及び拠点病院の医療機器等の整備に対する補助でございます。

20ページをお願いいたします。

小児救急医療施設運営費補助の(1)小児救急医療拠点病院運営費補助は、24時間365日体制で小児救急患者に対応する3つの拠点病院の運営に対する補助でございます。

(2)の小児救急電話相談事業は、シャープ8000番で小児患者の夜間相談に応じるものでございます。今年度からは、携帯電話からもシャープ8000で相談ができるようになってご

ざいます。

(3)の小児救急地域医師研修事業でございます。地域での初期の小児救急医療を補完するため、内科医等に対して小児救急に関する研修を行うものでございます。今年度は、5圏域で実施する予定でございます。

(4)の小児医療検討事業でございます。18年度に小児科医をメンバーとする検討会議で本県における小児医療体制のあり方について検討してまいりましたけれども、今年度は、県北、県南地域で具体的な検討を行う予定でございます。あわせて、一次救急医療体制についても検討する予定でございます。

次に、看護職員確保対策の1、看護師養成所等運営費補助事業でございます。看護職員の確保、就労環境の整備を図るために、看護師等養成所や院内保育所を設置している病院に対してその運営費の補助を行うものでございます。

2の看護師等修学資金貸与事業でございます。200床未満の医療機関の看護職員の確保を図るために、看護学生に対して修学資金を貸与するものでございます。

3のナースセンター事業は、主に離職中の看護職員の再就職を促進するため、無料職業紹介等を行うものでございます。

4の看護教員等研修事業は、実習施設の指導者や看護師等養成所、大学の教員に対する研修や講習会を実施するものでございます。

5の看護師専門分野育成事業は、熊本大学病院が県のがん診療連携拠点病院に、また、熊本労災病院と人吉総合病院が地域がん診療連携拠点病院に指定をされたことなどから、がん看護に対応できる専門的知識、技術を身につけた看護師の養成を行うものでございます。

6の助産師確保対策事業は、潜在助産師の掘り起こし活用により、助産師外来等地域の産科機能の維持向上を図るものでございます。

21ページをお願いいたします。

在宅ホスピスケア推進事業でございます。在宅療養を希望する終末期患者が安心して療養ができるように、在宅ホスピスケアの提供体制の整備を進めていくため、アドバイザーの派遣、専門研修や啓発事業等を実施するものでございます。

次に、国民健康保険制度安定化対策事業の(1)の県調整交付金の交付でございます。市町村の国民健康保険財政の安定化を図るため、各市町村の医療費、所得の状況、災害等の特別の事情に基づいて、医療給付費の7%を交付するものでございます。

(2)の保険基盤安定負担金の交付のうち、保険料(税)軽減制度は、市町村が低所得者世帯の保険料を軽減した場合に4分の3を県が負担するものでございます。

保険者支援制度は、軽減制度等により、中間所得者層への保険料(税)の負担の影響を緩和するために、その4分の1を県が負担するものでございます。

(3)の高額医療費共同事業負担金の交付は、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、国民健康保険団体連合会が行っております高額医療費共同事業への市町村拠出金に対して、県が4分の1を負担するものでございます。

最後に、老人医療給付費県負担金事業でございます。原則75歳以上の老人医療受給対象者の方々の医療費の一部を国、県、市町村がそれぞれ負担をいたしておりますけれども、12分の1の県の負担分でございます。

医療政策総室は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

22ページをお願いします。

くまもと21ヘルスプランの推進でございます。

このヘルスプランは、平成15年度から22年度の本県の健康づくりの基本計画でありまして、6領域の生活習慣の改善、3領域の疾病の予防について、5つの世代で目標を掲げています。

今年度は中間評価を行い、医療制度改革に伴い本年度中に策定予定の医療費適正化計画や保健医療計画等整合性を図りながら、新たな5カ年の健康増進計画を策定することとしております。

また、歯科保健につきましても、8020運動を推進するための事業などを実施し、歯の健康づくりを進めていくこととしております。健康食生活の推進でございます。

これは、ヘルスプランの1領域であります。重点施策プロジェクト、食育の推進の一環として取り組んでいるものでして、健康な食生活の定着を図るための普及啓発や推進体制の整備、さらには健康な食環境の整備を推進することとしております。

周産期医療対策でございます。

安心して妊娠、出産できる環境づくりです。周産期医療体制の整備は、総合周産期母子医療センターに対する運営費補助等を行う事業です。

早産予防対策は、今年度の新規事業です。モデル地域において早産の原因と見られる絨毛膜羊膜炎の早期発見を行い、早産予防対策の導入を進める事業です。後ほど報告事項で詳細に説明します。

次に、育児支援としまして、リトル・エンジェル支援事業でございます。

23ページにわたります。出生体重1,500グラム未満の極低出生体重児とその親を対象とした育児支援で、リトル・エンジェル手帳の交付、家族に対する臨床心理士によるカウンセリング等の事業です。

小児に対する医療給付でございます。

小児の早期治療を促進し、患者家庭の負担軽減を図るものです。

未熟児の入院医療を対象とした未熟児養育医療、身体に障害のある児童等を対象に自立支援医療、小児慢性特定疾患に罹患している児童を対象に小児慢性特定疾患治療研究事業と乳幼児医療費の助成を行う市町村に対して補助を行う乳幼児医療費助成事業があります。これは県下48市町村で実施されています。

母性保健でございます。

不妊対策は、不妊専門相談と特定不妊治療に要する費用の一部を助成するものです。

女性のケア事業は、望まない妊娠など、女性特有の悩みに対する相談を女性相談センターで実施しています。

24ページにわたります。

思春期相談室事業では、気軽に相談できる場所を設置しています。

難病対策でございます。原因不明で治療未確立の難病への対策です。

特定疾患治療研究事業は、約1万人の難病患者の方の医療費の負担軽減を図るものです。難病特別対策推進事業は、難病医療ネットワークの整備及び各保健所が行う各種事業です。難病相談・支援センター事業は、難病患者の相談支援等を行うものです。

原子爆弾被爆者対策でございます。

原爆被爆者健康診断及び健康管理手当等支給と原爆被爆者介護保険等利用助成事業の2つの事業があります。

がん対策推進事業でございます。

がん医療水準の向上、地域格差の是正、地域医療機関との連携を推進するものです。本年度は、がん対策基本法をもとに、国の策定する基本計画を踏まえ、5カ年の熊本県がん対策推進計画を策定することといたしております。県の拠点病院である熊大病院と連携して進めているところです。

25ページをお願いします。

ハンセン病問題対策でございます。

ハンセン病につきましては、継続して普及啓発を図るとともに、ふるさと事業を実施い

たします。

生活習慣病対策でございます。

健康づくり県民運動の推進につきましては、平成20年度からの特定健診、保健指導の実施に向けての体制の整備、メタボリックシンドロームに関する普及啓発、また、子どもの生活習慣病予防事業を予定しています。

また、健康づくり県民会議や地域・職域連携推進協議会を開催し、1団体1活動の取り組みを進め、生活習慣病予防の県民運動化を進めてまいります。

青壮年期の歯周病予防につきましては、歯周病も一つの生活習慣病でありまして、青壮年期の歯周病も増加傾向にありますので、事業所の職員と妊婦を対象とした歯周病予防対策に取り組むこととしています。

以上です。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

26ページをお願いいたします。

まず、健康危機管理対策でございますが、健康危機の未然防止、それから発生時の迅速な対応のための体制づくり、これらのことを目的といたしまして、丸ポツ、1つ目でございますが、医療機関、警察、消防等の県内関係機関との連携を図るための健康危機管理推進会議の開催、それから、丸ポツ、2つ目以下ですが、関係職員に対する健康危機の発生を想定した対処訓練、研修等に取り組んでおります。

それから、次の災害救助関係でございますが、災害等により甚大な被害が発生した場合、関係法令に基づきまして、迅速に対応を行うというものでございます。

次に、感染症対策でございますが、これは、長い名前、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と、基本的な法律がございます。このような関係法令に基づきまして、感染症の発生予防、それから発生した

場合の蔓延防止、このようなものを図るため各種事業を実施しております。

主なものといたしまして、2番のエイズ対策でございますが、特に若年層を中心とした予防啓発に重点的に取り組んでおります。このため、保健所において相談検査等を実施してまいります。

それから、3番の新型インフルエンザ対策でございますが、概要説明にもございましたように、今年度、治療薬タミフル7万7,000人分を購入、備蓄することとしております。この結果、昨年と合わせまして、15万4,000人分を備蓄することとしております。そのほか、今年度は、国がガイドラインを示しておりますので、新型インフルエンザが発生、流行した場合の対応指針を策定、検討することとしております。

それから、4番の結核検診事業等につきましては、感染拡大防止のための患者接触者の調査、検診、それから在宅で治療している患者がきちんと薬を飲まれるように服薬指導などを行うこととしております。

次の27ページをお願いします。

食品の安全確保対策でございますが、飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止するという目的のために、食品の製造・販売施設の監視指導、それから県内に流通する食品の安全性を確保するための食品検査を実施するものであります。

特に4番、農産物の残留農薬検査指導でございますが、これにつきましては、農林水産部、それから環境生活部と連携を図りながら、検査等の充実に努めているところであります。

それから、6番、屠畜場検査、それからBSE食肉検査、それから食鳥肉検査とございますが、この項目の中では、平成13年から実施しておりますBSE全頭検査につきましても、今年度引き続き厳正な検査を実施してまいります。

それから次に、狂犬病予防及び野犬対策でございますが、狂犬病の発生防止、それから野犬や未係留犬による人への危害を防止するために、捕獲抑留や引き取り、処分等を行うこととしております。

最後に、動物の愛護管理でございますが、県民の動物愛護に関する意識の高揚、それから動物による危害や迷惑の防止等を図るために、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきまして、広報、啓発等を行うものでございます。

また、今年度は、同法に基づき、本県における動物愛護管理推進計画を策定することとしております。

以上でございます。

○早川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

まず、医薬品等の有効性・安全性確保対策についてでございます。

医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬事関連法規に基づきまして、説明欄に記載しております1から7の事業を実施しまして、製造から販売に至るまでの承認、許認可並びに監視指導を行いますとともに、法改正に伴う新たな医薬品等の承認、製造に関する基準や医薬品販売、製造に対する助言、支援を行い、本県の医薬品等の産業の育成に努めてまいることといたしております。

次に、毒物劇物等危害防止対策についてでございます。

製造業者、販売業者への監視指導を行いますとともに、使用者に対しましても適正な使用に関する啓発を行い、安全な県民生活の確保に努めてまいることといたしております。

次に、薬物乱用防止対策についてでございますが、薬物乱用を許さないくまもづくりを目指しまして、説明欄1から5の事業を実施しますとともに、特に青少年によるシンナ

一等の薬物乱用の未然防止を図るために、関係機関、団体と連携しまして、各種キャンペーン、学校におきます薬物乱用防止教室を開催するなど、正しい知識の普及啓発に努めてまいることといたしております。

資料の29ページをお願いいたします。

献血推進対策についてでございます。

県内の医療に必要な血液を確保するために策定をいたしております平成19年度熊本県献血推進計画に沿いまして、献血の推進を図ってまいりますとともに、特に、将来の献血を担う若年層に対しまして、献血への理解と協力を求めまして、400ミリ献血、あるいは成分献血の一層の普及と血液の安全確保に努めてまいることといたしております。

次に、骨髄・臓器移植対策についてでございますが、移植医療の推進を図るため臓器移植コーディネーターの活動を支援しますとともに、骨髄や角膜、腎臓などの提供、登録に対しまして、献血あるいは薬物乱用防止啓発活動と連携しながら、若年層への普及を図ってまいります。

資料の30ページをお願いいたします。

生活衛生関係営業等の許可指導についてでございます。

理容所、美容所等の生活衛生関係営業等に対しまして、許可や衛生水準の維持向上のため、調査、指導を行いますとともに、財団法人熊本県生活衛生営業指導センターを通しまして、経営の健全化や振興のための指導、支援を図ってまいります。

最後に、温泉保護行政の推進についてでございます。

温泉の掘削等許可申請につきましては、環境審議会温泉部会に諮問するなど、適切な許可を行いますとともに、主要温泉地の水位あるいは湧出量等の調査を行うなど、温泉の保護と適正利用の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 ありがとうございます。

次に、本委員会に付託された議案等について審査を行います。

関係課長から順次説明をしてください。

○前田障害者支援総室長 説明資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費です。

昨年の4月、障害者自立支援法が施行されました。抜本的な改正であることから、新制度への円滑な、また定着を図るため、国の方から15億7,900万円余の臨時特例交付金の交付があり、一部県費の負担もございしますが、この交付金を財源に次の事業を行うことといたしております。

まず、(1)の新規事業、障害者自立支援法移行支援事業でございますが、新制度に向けて施設の改修等を行う場合、その改修費の補助を行うものでございます。また、障害者の方の就労を促進するための事業等も行うことといたしております。

(2)の新規事業、障害者自立支援法緊急支援事業の県の事業分でございますが、障害児、障害者の方が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談体制の整備や障害児を育てる地域の支援体制の整備を行うものでございます。

(3)の新規事業、障害者自立支援法緊急支援事業の市町村分でございますが、同じく障害者の方々が地域での生活ができるよう、障害児療育施設の整備や療育器具等の設置、オストメイト対応のトイレの整備など、市町村が行う事業へ補助を行うものでございます。

以上、総額6億5,200万円余の増額補正でございます。

次に、繰越明許についてでございます。6ページをお願いいたします。

阿蘇郡高森町にあります知的障害者更生施

設、高森寮についてでございます。

老朽改築に着手いたしました。用地が火山灰土であることから、慎重を期すため、用地のボーリング調査を実施いたしました。また、冬場のコンクリート工事は、阿蘇地域ということもありまして、凍結のおそれがあり、これを避けるため、結果的に工事の年度内完成が困難となり、1億7,100万円余の繰り越しをさきの2月議会で御承認をいただいたものでございます。現在改築工事が進められており、完了は8月31日を予定いたしております。

以上でございます。

○牧野健康危機管理課長 資料4ページをお願いいたします。

財産の取得に関する議案でございます。

新型インフルエンザ対策に係ります抗インフルエンザウイルス薬、タミフルの購入の契約に関しましては、予定価格7,000万円以上になりますことから、財産取得の承認をお願いするものであります。

よろしくをお願いいたします。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

説明資料5ページをお願いします。

老人福祉施設整備費補助事業1件の御報告でございます。

これは、菊池市にございます特別養護老人ホーム、つまごめ荘の改築に係るものでございまして、現在地改築のため入所者の移動等の安全確保に時間を要しましたため、2月議会で繰り越しの御承認をいただきました1,963万5,000円の繰り越しが確定いたしましたので、御報告いたします。

なお、本事業は、12月上旬の竣工を予定しております。

以上、御報告いたします。

○藤川隆夫委員長 以上で健康福祉部からの説明が終了しましたので、健康福祉部の主要事業及び議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 まず、議案関係の方から先に行かせていただきたいと思います。

まず、タミフル、1億8,000万円余備蓄するということになっておりますが、これ、合わせて、15万4,000人分ということでありませう。ただ、これは、報道でもさまざまありまして、若年者の飛びおりなど何なり、いろんなことがあって、非常に医療現場では、慎重に処方をして、なかなか処方しにくいというような声も出ているんですが、この点を踏まえてこの額でやるということなのか、その辺の状況も考えているのかどうかというのが1点と、それから、タミフル以外の同類の薬もあるということでありませうが、そういった薬ではだめなのかということ、この2点についてお尋ねをします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

タミフルにつきましては、通常のインフルエンザにも使われております。その関係で副作用があるのではないかとというようなことで、最近も異常な行動の報告がなされたようでございます。

新型インフルエンザ対策との関係につきましては、確かにこのような副作用等の問題はあるんですけども、新型インフルエンザは非常に重篤な結果を招くということが想定されているということと、それから、新型につきましてはタミフル以外に有効な手段がないと、特に新型インフルエンザの致死率が非常に高いのではないかと、そういうふうなことが想定されておりました。危機管理の観点からは、現時点でタミフルを備蓄するというこ

とは有効な手段であると、そのように考えております。

それから、それ以外に……。

○早川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

先ほど委員からお尋ねがございましたタミフル以外での副作用の問題でございますけれども、抗インフルエンザ薬につきましては、タミフルのほかに、リレンザ、あるいはアマンタジンという抗インフルエンザ薬がございます。

それらの医薬品につきましても、先般副作用の報告が行われているということで、ちょっと御紹介いたしますと、リレンザにつきましては、40例の副作用のうち10例がやっぱり異常行動が起こっているということでございます。それと、アマンタジンについては、67例のうち6例で異常行動が起こっているという報告がなされています。

また、一方では、そういう抗インフルエンザ薬を使用しない中でも、インフルエンザの高熱に伴うものだろうと思えますけれども、異常行動を起こす方もおられるということでございます。

現在、国におきまして、薬事・食品衛生審議会の安全対策調査会というのがございまして、その中で、基礎研究とかあるいは臨床研究が盛んに行われておりまして、このタミフルの問題に対する問題の原因究明を行っているということでございます。

私たちにおきましても、全国の衛生部長会において、できるだけ早くその辺の解決をしてほしいという要望を出しているという状況でございます。

以上です。

○大西一史委員 ということは、今の答弁聞きますと、一応県としては、このタミフルをこれだけ備蓄するというのが最善の策だとい

うことですね。これは、これだけお金をかけるわけですが、有効期限というのは大体どのくらいなんですかね。

○牧野健康危機管理課長 現時点で5年となっております。

○大西一史委員 5年。わかりました。

それと、その補正予算関係でもう一点なんですが、今回、障害者自立支援法関係がたくさん出ていて、これは、基金を造成してその中で激変緩和をやるということで、いろいろと事業をなされているわけでありまして。これはこれからいろいろ推移を見ていかなければならない、また早く対応しなければならないというものに関して、こうやって出されているんだろうというふうに思いますが、ただ、その一方で、障害者自立支援法が施行されて以降、かなり障害者側の方々に動揺が広がっていて、その負担についての理解と申しますか、そういったものがなかなか進んでいない、また、必要なところに必要な措置なり助成なりというのが必要だというような声もいろいろ上がっております。

そういう中で、この障害者自立支援法施行後の実態の把握というのはどういうふうな形でされておられるのか、また、まだ1年ですから今からされていくのかもしれませんが、こういったことをしていく必要があると思うんですね。障害者団体の方であるとか、実際のそういう障害をお持ちの方々の生の声を聞く機会というのは当局においては必要なことではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどう思われますか。

○前田障害者支援総室長 今回、特別対策で幾つかの事業を実施いたすこととしておりますけれども、実は効果が出るのが、しばらく時間がかかるだろうということで、大体7月から9月ぐらいにかけて、特別対策の実施の

効果の調査をやってみたいと思っております。その結果を受けて、国の方も、平成21年度に、制度改正といいますか、見直しを行うということでございますので、その見直しにつなげていけるように、全国知事会、それから全国部長会等からも国の方に意見を届けるというふうな計画でございます。

○大西一史委員 この件に関しては、法案が出されたとき、それから法律が制定されたときから、これは5年間ある意味では猶予期間を持って、その中で、これはどうなるかわからないという部分が非常にこの自立支援法に関してはあったものですから、そういった調査、7月から9月にかけて効果の調査も含めてやられるということですから、これはしっかりやっていただいた上で、適宜その法律改正も含めたところで、現場としての声を国に提案をしていただきたいと思います。

それは以上でございます。

それと、続けてよろしいですか。

○藤川隆夫委員長 はい。

○大西一史委員 済みません、ちょっと長くなってしましまして申しわけないんですが、これは事業説明ということで大きくくりでいけば関係のあるということで、少子化対策課にお尋ねでございます。

今話題の「こうのとりのゆりかご」の問題についてでございます。

これについて私は、さきの14日の本会議において、一般質問させていただきました。その際の知事の答弁では、情報開示については、通常の児童相談所が扱った子供の場合などのケースと同じように、一切公開はしないという方針を答弁で明確に示されたところであります。

ところが、その2日後ぐらいに、テレビで2人目ということでの報道がされ、また、そ

の後3人目というような報道がされているという中で、この情報管理というのは一体どうなっているのかというふうに、この質問した当事者としては思ったわけでありませぬ。

実際に私も報道でしかわかりませんけれども、こういった、例えば「ゆりかご」に乳児が2人ということも大々的に報道されていますけれども、この中に、手紙の内容であるとか、それから乳児の生年月日と名前が記されていたり、人気アニメのキャラクターのおもちゃも一緒に置かれているというようなことまで報道されてて、どンドンどンドン報道がすごく私はエスカレートしているような状況にあると思うんですね。

この背景には、ある意味では、情報開示をしないということによって、報道合戦につながっている部分も否定できないなというふうに思います。基本的には、子供の人権を守る、子供の個人が特定をされるような情報は開示しないというのは、方針としては間違っていないと思いますが、ただ、全国的にこれだけ注目されているものに関して全く情報を開示しないという姿勢が、逆にこれは、こういう報道の過熱をおおっているのではないかなというふうに考えます。

そこでまず、この「ゆりかご」の問題について、その後いろんな報道がなされたわけにありますけれども、この点についてどういうふうに今、健康福祉部として、担当部として考えておられるのか、お答えいただきたいとします。

○藤川隆夫委員長 矢田貝さんより部長の方がようなか、今んとは。

○大西一史委員 なかなか答えにくいと思っておりますけれども。

○藤川隆夫委員長 じゃあ部長の方からお願いいたします。

○岩下健康福祉部長 基本的には、先日、大西議員に知事が一般質問で答弁したとおりでございます。

「このとりのゆりかご」に置かれたそれぞれの子供の情報につきましては、特定の個人が識別されることで、あるいは他の情報と照合することによって識別できる情報に当たると判断されるという意味から、また子供の人権と福祉を守る観点から、やっぱり存否も含めて個別には公表しないことが適当であるというふうに考えております。

また、守秘義務といいますか、いろんな報道がどこからか漏れていることにつきましては、関係する機関が、それぞれの守秘義務、あるいは今申し上げました子供の人権と福祉を守る観点から、当然にしっかりと情報管理すべきであるというふうに考えております。

そういうことで、運用開始後1カ月が経過しておりますので、改めて関係する職員の共通認識を図るという意味から、木曜日でございますが、6月21日に研修会を開催して、よく関係する人にお集まりいただいて、県の考え方の周知を図っていきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 今御答弁でありました人権とか福祉とかいろいろな面で、これは個人を特定する情報は出さないと、これはもう知事の答弁をそのまままたおっしゃったということでございますが、その個人が特定される情報というのは、一体どっからどこまでだというふうに県としてはお考えなんでしょうか。

これは、部長に聞いた方がいいのか、担当課長に聞いた方がいいのか。

○藤川隆夫委員長 担当課長、いいですか。

○矢田貝少子化対策課長 個人が特定されるということは幅広いと思うんですけども、

やはり他の情報とあわせて個人が特定される場合には、もうこれは個人が特定されるというふうに判断されると思います。

例えば、今「ゆりかご」に仮に預けられた、預けられたということ公表しますならば、例えば県内には乳幼児を預かる施設は3施設しかございませんので、もう預けました、存否を認めました、そしたらその次には、何か乳児院に子供が入ってきたといったら、あ、この子が「ゆりかご」で預けられた子供だなというのがわかってしまうというふうな危険もございますので、そうした意味で、やはり存否も含めて、存否を明らかにすることによっても個人の識別につながるおそれがあるというふうに——我々は、子供の成長、福祉ということを考えると、慎重にそこは考えなければいけないと考えています。

そういう意味で、熊本市も、1年に1回件数を公表するというふうな取り扱いにしていますけれども、それもまさに今と同じ考え方で、すぐにすれば、その子がこの子だということが特定につながるおそれがあるけれども、1年に1回統計数値ということであれば、そこはクッションも置かれるんじゃないかということで、今は、そういう1年に1回統計数値を公表するというので、市の方で取り扱いをしているというふうなことでございます。

○大西一史委員 とはいえ、実際には五月雨的にこうやって報道がどんどん出てくるんですよ。これが実態なんです。だから、この実態に対してどう対応していくかというのが、それは建前論から言えば当然そうですよ。児童福祉法の趣旨から考えてみても、県の役割から考えてみても当然それは保護されなければならないというふうに思いますが、しかし、逆に言えば、病院側は、これは報道によると、蓮田理事長さんですかね、個々の事案については公表せず、1年後に件数のみを公表する方針だったが、予想を上回る利用があ

ったため、蓮田理事長も方針を検討し直すというふうな報道まで、これは18日、これは朝日新聞ですかね、されているわけですよ。

いわば、こういう現実を考えると、果たして、こういうふうな情報開示のあり方というのは非常に難しいんですけれども、全く存否も明らかにしないというような状況が、やっぱりこうやって混乱を生んでいるというふうには私は思いますから、例えば、これだけ全国的に注目されている施設であるからということで、少し何らかの、この勉強会、この6月21日に研修会なり何なり開かれるのであれば、その際に、この情報をどうやって国民、県民に知らしめていくのかということ、どこまでやるのかも含めてですけれども、ある程度の一定のガイドラインなり何なりをつくる必要が私はあるのではないかなというふうに思います。

病院側の認識としても、方針を検討し直すというふうなことをまたおっしゃっているわけで、本当に二転三転ですよ。ましてや、私、これ、ずっと記事なり報道なり、ここ数日の報道を見て思うんですけれども、手紙の中身から、それからキャラクターまで、こういうことまで県は知ってたかと言ったって多分答えられないですね、どっちにしても、存否もあれしないということですから。

だけど、実際にそういうことを答えていると。これだけの細かい情報というのは、病院の極めて近い関係者か、もしくは第一次的に通報される警察、あるいは児童相談所、熊本市、どこかから漏れてるとしか考えられないんですよ。だから、本当に情報を開示しないというのであれば、それこそその情報管理には徹底していただくようにしていかなければ、本当に子供の人権だとか何だとかということに私はつながっていかないというふうに思うんですよ。

この現状を見てどうかということをもう一回課長にお尋ねいたします。

○矢田貝少子化対策課長 御指摘のとおり、最近の報道の中身につきましては、まさに先ほど言った個人の識別とか児童のその後の健全な成長ということを考えますと、非常に情報が出ているという状況でございます。それをどうしていくのかということについては、やはり県、それと市、病院なりで対応については検討していかなきゃいけないことは事実だと思いますけれども、ただ、その際にもやはり、特に県の立場は、子供を、今この瞬間だけではなくて、その後県が子供を措置して、ずっと保護していくという立場にあるのが県でございますので、県の立場として、やはり子供のことを第一に考えた対応の取り扱いということ考えていかなければいけないというふうに思っています。

いずれにしても、対応について、現時点では、これまでどおりの取り扱いといたします。今後の対応についても検討は必要かと思えますけれども、まず県としては、その子供のことを第一に考えるという原則をもとに多分検討していくということになろうかと思えます。その上で、先ほど部長からございました、21日の研修会というものでございますけれども、これはまさに子供を受け入れる児童相談所であったり、乳児院、児童養護施設であったり、里親さん、病院含めて、市を含めて、やはりそれらの対応する全者の認識、情報管理も含めた認識を共有しなければならないということから、急遽この21日の午前中に開催をするということとしておりますので、その後において、議員からも御指摘がございましたけれども、その情報のあり方ということについても含めて共通認識持てるようにしていきたいというふうに考えています。

○岩下健康福祉部長 一言よろしゅうございますか。

非常に重くて、これは重要な問題というふ

うに思っております、軽々にお答えできる状況にはございません。先生から御指摘いただいたいろんな御意見、十分承って勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○大西一史委員 とにかく今御答弁出ましたけれども、逆に報道が過熱して、こんないろんな情報が出ることによって、せっかく存否を明らかにしないで個人の人権を守ろうとしていることが、かえって逆効果を生んでいるわけですね。だから、マスコミの皆さんにもいろいろ御意見お聞きしたんですね、私の方も。したら、あったかなかったかということがどうなのかというのは、今見解では、あったかなかったかも言うことはこれはもうだめだという話ですが、その辺は、逆に言えば、本当に個人を特定できないような形というのも考えながら、少なくともこれだけ情報が、いろんな情報、みんなが注目している状況であるから、どっかから漏れたというような形で情報が出るような形ではなくて、きちんと一斉に、やはりこういう事実あったが、それ以上のことは公表はできないよということを書いて、あとは、報道の各社の皆さんにもそれなりに、静かに子供のために見守っていただきたいというようなことをきちんと発表するとか、そういったことをすることによって、やはり報道合戦という、マスコミの皆さんきょうたくさん見えているからあれだけでも、やっぱり仕事ですからね、皆さんそれぞれ。やっぱりそういったところも含めて、現実的な対応を——この21日研修会をやられるのであれば、その辺も含めて検討していただきたいということを強く要望させていただきます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 ほかにございますか。

○福島和敏委員 違うのでいいですか。

○藤川隆夫委員長 差し当たって、この質疑に関して、今の少子化問題で、本当は違うところだと思ったんですけれども、まあ、少子化対策の一環という形で話があったんで、今ちょっと流れるにそういう形になりましたけれども、できれば、今の議案等に関して、説明等に関しての質疑という形で、その他に関しては、また別に設けますので。

○福島和敏委員 説明書の20ページ、医療政策総室に質問いたします。

小児科医療の医師不足によって拠点病院が今熊本県に3つしかないということで、県南に対しての、もちろん県北もそうですが、熊本市内と天草にしかないということで、県南、県北に対応すべきじゃないかということでお願いをしたところ、早急に県南の拠点である八代にも拠点病院をつくらうということで県は発表しました。その後全然音さたもないわけですが、当然小児科医療に対しては医師が不足というのはもう現実わかっていますけれども、その後どういう対応がなされているのかというのが第1点。

第2点は、その医師不足に対して内科医の研修事業として計画されていますね。その内科医といったら開業医だと思いますが、その開業医の皆さん方が積極的にこの制度に協力をされるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○高橋医療政策総室長 まず、1点目の小児医療の拠点病院でございますけれども、現在は、20ページの上には書いていますこの3つの病院を拠点病院として指定をしているところでございますけれども、いわゆる県南と県北については、今のところ空白地帯になっているというのが実情でございます。

それで、そこの(4)で小児医療検討事業というのがございますけれども、先ほども少し説明を申しましたが、平成18年度に本県の小児医療のあり方をどうしていくのかというのを検討してまいりまして、そこに、県北、県南で具体的な整備の方向を検討するというふうにしております。

いわゆるこの拠点病院でカバーをできていないところ、これは県北の有明、鹿本、それから県南が八代、人吉、芦北という圏域になるわけがございますけれども、ここについて、地元の開業医の先生方も含めたところで、整備のあり方を具体的にどのようにしていくのか、将来的には拠点病院としての可能性があるのかどうか、そこら付近も含めて、今年度具体的な検討を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の内科医の先生の研修の件でございます。これは(3)でございますけれども、ことしは、玉名、山鹿、菊池、八代、それから、新規で、県南の方で、人吉かあるいは芦北の方でそういう研修をやろうというふうに思っております。大体1圏域ごとに30名から40名ぐらいの先生方の参加がございまして、その中で、いわゆる第一次の医療の部分ですね、救急の医療の部分、これを内科医の先生方に担っていただいて、足りない小児科の先生方をできるだけカバーをしていただくというふうに考えております。

特に八代地域では昨年からは始まりまして、今年度もまた続けてやりますけれども、お聞きしたところによりますと、八代市の方では、一次の部分について一応充実ができたというふうに伺っております。こういうのをやりながら、一次の方の充実、そしてさらに拠点化の病院の方向と、こういうのを探っていきたいと思っております。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。——よろしいですか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第10号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 異議なしと認め、一括して採決します。

議案第1号、第10号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、報告の申し出がっておりますので、受けたいと思います。

まず、報告について、執行部の説明を受けた後、質疑を一括して受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、順次報告を願います。

最初に、岡村健康福祉政策課長。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会報告事項としております別冊の資料をお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、表紙の裏面に目次をつけております。私の方から、1番、2番、それと、飛びまして、15番、一番最後でございますが、3項目につきまして御報告をさせていただきます。

まず、健康福祉部におきます平成18年度の行財政改革の取り組み状況についてでございます。

資料の1ページをお願いいたします。

本県におきましては、平成17年2月に策定いたしました熊本県行財政改革基本方針及び毎年度策定いたしますアクションプランに基づきまして、全庁的に行財政改革の取り組み

を推進しているところでございます。

当部におきまして、アクションプランに掲載されました項目につきまして着実な取り組みを行うとともに、部の職員研修の開催、あるいは全班1事業見直し運動等を通じまして、職員の意識改革を図ってきたところでございます。

今回の資料に掲載しておりますのは、平成18年度において当部におきます主な取り組みを抽出したものでございます。

まず、組織体制の見直しについてでございますが、(1)組織体制の見直しといたしまして、保健福祉人材養成施設の見直しを行ったところでございます。

保育大学校につきましては、平成18年10月に設置いたしましたあり方検討会におきまして、保育士養成における県の役割や現任保育士養成のあり方について検討が行われ、今後の県の役割を現任保育士の研修に特化、充実させることを前提として、廃止することはやむを得ないと検討結果が出されたところでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど少子化対策課から御報告させていただきます。

保健学院につきましては、平成18年度末をもって廃止をさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

次に、業務の見直しといたしまして、主に、指定管理者制度の導入、民営化に向けた取り組み、出資団体の見直し、民間活力の活用等を進めております。

一番最初でございます保健環境科学研究所におきましては、外部評価制度を導入いたしまして、調査研究の重点化を推進しているところでございます。

指定管理者制度につきましては、ごらんの公の施設12施設に平成18年4月から導入施行をしております。

また、民営化に向けました取り組みにつきましては、ごらんの社会福祉9施設につきま

して、平成21年度末を目途とします民営化を円滑に推進するための措置を講じております。

3ページをお願いいたします。

最初の健康センターについてでございますが、施設の機能、あるいは公の施設としての必要性の検討を実施してきております。

それから、県出資団体等の見直しにつきましては、平成17年3月に策定いたしました指針に基づきまして、掲載しております県の関与が大きい5団体につきまして、県議会財政対策特別委員会の提言等を踏まえまして、平成18年3月に、団体ごとに、平成17年から21年度の5年間の見直し実行計画を策定いたしました。その結果、資料にありますように、まず、熊本県国民年金福祉協会を平成17年11月に解散をいたしました。また、社会福祉事業団も、平成21年度末を目途としました民営化に取り組みますとともに、あわせて5人の県職員派遣数の削減、5年間累計で約3億8,000万円の県費支出の削減という計画に沿った見直しを継続して実施しているところでございます。

業務の効率化という点では、福祉総合情報システムの再構築を実施いたしまして、平成18年4月から本格運用を図っております。保守あるいはレンタル料等の経費削減を行ったところでございます。

4ページをお願いいたします。

保健所におきます結核健診業務につきましては、平成18年4月からは完全に民間委託を実施したところでございます。また、こころの医療センターの給食調理業務につきましても、平成18年4月から民間委託を実施しまして、民間活力を活用しているところでございます。

次に、大きな2番の財政改革でございますが、ここにおきましては、歳入歳出構造の見直しにつきまして取り組みを進めたところでございます。

(1)の歳入構造の見直しでございますが、地域福祉基金について、従来の基金助成事業に加えまして、平成18年度当初予算で6,900万円を活用いたしますとともに、平成19年度当初予算編成におきましても2億5,600万円を計上いたしまして、少子化対策等に積極的に活用しているところでございます。

(2)の歳出構造の見直しでは、ここに挙げております補助全般等につきまして、いろいろと今後のあり方を引き続き検討していくことにいたしているところでございます。

それから、特別会計の見直しといたしまして、第二次こころの医療センター経営改善計画に沿って、引き続き人員配置の見直しによる収入増加や、先ほど申し上げましたが、給食調理業務の民間委託等による経費の削減に努めております。

5ページになりますけれども、あわせまして、平成18年3月に設置をいたしましたこころの医療センターあり方検討委員会を5回開催いたしまして、同センターの県立病院としての使命、役割、経営の方向性について検討を実施しております。

詳細につきましては、これまた、後ほど障害者支援総室から御報告させていただきます。

以上が平成18年度におきます健康福祉部におきます行財政改革の主な取り組みでございます。

なお、全庁的な取り組みの状況につきましては、総務部の方から総務常任委員会に報告されることとなっております。本日は、参考までにお手元に別冊といたしまして、総務常任委員会資料を別途お配りをさせていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

次、報告2番目でございますけれども、6ページをお願い申し上げます。

熊本県地域福祉支援計画の中間見直しでござ

います。

なお、昨年度行いました中間見直しでございますけれども、お手元に計画時のパンフレットをお配りさせていただいております。これにつきましては、後ほど御参照いただければと思っております。

まず、1番の計画の策定のところでございますけれども、平成16年3月に、計画期間を16年度から22年度までといたします地域ささえ愛プラン、こういったものを策定いたしております。ここに掲げております3本の柱を中心といたしまして、いろんな取り組みを、掲載いたしましたように取り組んできているところでございます。

2番の中間見直しの考え方のところでございますが、いろいろ目標値を設定しておりますけれども、この目標値の達成状況、あるいは市町村合併、制度改革など目標を取り巻く状況がかなり変化してきているということ踏まえまして、実現目標の見直しを図ったところでございます。

3の計画の推進に当たりますとは、さまざまな課題等に対しまして広く県民の皆さんの意見を反映させるとともに、毎年度の進行管理の中で、目標項目の点検、評価を実施いたしまして、事業展開を図っていきたく思っております。

7ページに実現目標の一覧を掲載しております。

3点ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、7ページの左側、上から2段目でございますが、地域の縁がわづくりにつきましてでございますが、先ほど主要事業の方でも触れさせていただきましたけれども、年間20カ所の整備を行っていきたく思っております。22年度までに110カ所を整備したいというふうに考えておるところでございます。

次に、右側の方でございますが、下から数えていただきまして4段目でございますが、

福祉サービス第三者評価についてでございます。

事業者が提供いたします福祉サービスの質の向上を図りますとともに、利用者に対する福祉サービスの情報提供を行うものでございまして、平成22年度までに全体の10%に当たります300事業所が第三者評価を受けるよう目標設定して取り組んでまいりたいと考えております。

それから、その2つ下でございますが、地域福祉権利擁護事業実施市町村ということで書いてございますが、これは、認知症あるいは知的障害の方などを対象といたしまして、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行うものでございますけれども、かなり利用者がふえているというところでございます。これまた、22年度までにすべての市町村社協で事業実施を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

見直し後の計画の周知を改めて行いまして、22年度までに目標を達成できますよう、地域福祉の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、もう1つだけ。

15番目になりますけれども、熊本県中小企業振興基本条例というのを別冊でお配りしてございます。恐縮でございますが、そちらの方の資料をお願い申し上げます。

これは商工観光労働部が窓口となっておりますけれども、全庁にかかわる事柄でございますので、環境生活分とあわせまして、簡単に御報告させていただきたいと思っております。

資料1 ページ、2 ページでございますが、これは条例を掲載しておりますが、内容は省略させていただきます。

3 ページに条例の体系図を掲載させていただいております。

5 ページをお願いいたします。

取り組みについて示しております。

全庁的な調整推進体制といたしまして、取

りまとめは商工観光労働部が行いますけれども、政策部長会議あるいは政調会議、こういったところを通じまして施策の推進を図ることといたしておるところでございます。

次に、6 ページでございますけれども、取り組みの内容でございます。

まず、所管の商工観光労働部におきまして、各部局の分も含めまして、中小企業振興施策を取りまとめまして、熊本県中小企業振興の主要施策といいますものを毎年度作成いたしまして、議会に報告、あるいは県民に公表するということになってございます。

8 ページ以降に、今年度の主要施策について掲載をしております。

健康福祉部と環境生活部関連といたしましては、恐縮ですが、10ページをお開きいただきますと、大きな6番、中小企業の人材育成と雇用対策の推進という項目がございます。その(4)生活衛生営業振興助成事業、これは薬務衛生課の所管でございます。(17)障害者自立支援法移行支援事業、そのうち、障害者職場実習等整備事業、障害者支援総室事業でございます。それから、大きな8番、環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の推進ということで、くまもとEco燃料拡大推進事業及び産業廃棄物リサイクル等推進事業、それと最後に、10番でございますが、安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備ということで、(2)くまもと子育て応援の店・企業推進事業と、こういったものを挙げさせていただいております。

11ページ以降に概要をおつけしておりますけれども、これは後ほどごらんいただければと思っております。

6 ページにお戻りいただきまして、(2)庁内における条例の周知の関係でございますけれども、本年度分につきましては、一番最後の25ページに写しをつけておりまして、周知を図ることといたしております。

それから、国等への要望につきましては、毎年度実施をしております国への提言の中で強くまた訴えてまいりたいというふうを考えております。

それから、中小企業、県民への周知啓発等につきましては、仮称でございますが、中小企業セミナーの実施、あるいは熊本県新事業支援調達制度の周知、こういったものを中心に周知を図ってまいりたいということで考えておるところでございます。

今後とも、議会の御意見いただきながら進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○矢田貝少子化対策課長 それでは、資料の8ページ、県立保育大学校の廃止について御報告申し上げます。

資料にございますとおり、保育大学校につきましては、県の行財政改革基本構想に基づき、17年2月以来検討を続けてまいりましたが、昨年度設置しました県における保育士養成のあり方検討会の検討結果も踏まえまして、以下の御説明しますとおり、19年4月に入学した学生が卒業する21年3月をもって廃止する方針を決定し、来年度以降の学生募集は行わないことといたしました。

なお、廃止後の県の役割については、現場で働く8,000人の保育士全体の専門性の向上に向け、研修機能の充実、保育士が研修に参加しやすい環境の整備に検討を進めていくということにしておりますので、これもあわせて御報告させていただきます。

まず、ポイントだけ御説明いたしますが、廃止に至った経緯でございます。

検討の経緯といたしましては、17年2月の行財政基本方針に基づきまして、県では行財政改革を進めておりますが、2ポツにございますとおり、保育大学校、昭和30年の開校以来、質の高い保育士の養成に努めてまいりましたが、近年、それを取り巻く環境が大きく

変化しているということでございます。このため、箱の中にございますとおり、17年2月の基本方針に18年度までの方針の決定を位置づけ、17年度には、小さな字で書いてございますが、保育士養成における県の役割、もしくは幼稚園、保育所の総合施設の創設に向けた国の制度改正の動きを踏まえ、あり方を検討するというところで、18年度の方針決定に向け、内部でその現状、課題等について調査検討を実施いたしました。

18年度のアクションプランにおいては、18年度中に方針を決定するというところで、民間の保育士養成施設が充実する中での保育士養成における県の役割ということにつきまして、外部検討ということで、県における保育士養成のあり方検討会、8名の委員から成る検討会を開催いたしまして、昨年12月に検討結果が取りまとめられたところでございます。

そのうち、19年度のアクションプランにおいて、この検討結果を踏まえ、19年度の早期に方針を決定するとされていたものでございます。

外部検討会の検討結果、抜粋でございますけれども、ポイントとしては、公の果たすべき役割としては、民間で対応できる新任保育士の養成、これは民間に任せ、現在課題となっている現任保育士の育成について役割を果たすことが適当、したがって、今後の県の役割をそちらの方に特化、充実させることを前提として、保育大学校について、役割を果たしたものとして、廃止することはやむを得ないというものでございました。

県としての検討といたしまして、(1)といたしまして、保育を取り巻く環境というのが、設置後50年たち、大きく変化している、保育士に求められる役割も高度化、多様化しているということがございます。

1ページめくっていただきまして、2点目といたしまして、県内の保育士養成施設の現

状でございますが、現在、保育士資格が取得できる4年制大学3校、短期大学2校、専門学校4校があり、民間養成施設の定員増、新設が相次いでいる状況でございます。

箱の中にごございますとおり、県内の保育士資格取得者数、養成施設の取得者数が500人、県外で取得した、もしくは試験で取得したという方がプラスして246名、さらに、近年の学科の新設、定員増による今後の資格の取得者の増加の見込みが205名あるところでございますが、一方で、現在、この①のうち、保育・福祉施設への就職数は348人という状況になっておるところでございます。

各県の状況といたしましても、平成5年時点で14施設というものが、現在既に8施設が廃止または廃止を決定され、残る6県のうち5県で、本県同様に見直しが行われており、石川県のみが、他の民間施設が2校しかないということで存続を決めているというような状況でございます。

これらの検討に基づきまして、県の今後の役割といたしまして、現任保育士の研修に特化していくと。養成数が需要を上回っている保育士の養成ではなく、保育現場で働く8,000人の保育士全体の専門性の向上にシフトするというところで、発達障害児、児童虐待防止への対応、地域における子育て支援など専門的、体系的な研修を行う、県における研修機能の充実、保育士が研修に参加しやすい環境整備について検討を行うということにしております。

今後のスケジュールといたしましては、次の9月議会の方にこの設置条例の廃止の条例を提案したいというふうに考えております。

保育大学校については以上でございます。

引き続きまして、12ページでございますが、熊本県子ども輝き条例(仮称)の検討状況について御説明申し上げます。

先ほどの説明の中でもポジティブキャンペーンの中で触れさせていただきましたが、1

の条例検討の背景にごございますとおり、近年、少子化の進行、家庭、地域の子育て力の低下など、子供を取り巻く環境が大きく変化している中、県としても取り組みを行っておりますが、県だけ、行政だけではなく、県民ぐるみで子供を成長させていくということが課題となっており、このため、その機運を醸成し、県民一人一人の取り組みを進めていくため、条例の策定を検討しているところでございます。

素案の骨子について後ほど詳しく見ていただきますが、県民皆で共有すべき基本理念、県民ぐるみで子供を育てていくための取り組み、それぞれの役割等につきまして規定することとしております。

これまで、3にごございますとおり、外部有識者からの意見聴取、あるいは小中学生、子供からの意見聴取の結果も踏まえ、庁内で検討して、きょう御説明する素案を作成したところでございます。

今後、6月下旬からパブリックコメントを行い、また、県の行動計画の推進会議、子育て・子育て応援大作戦などから意見聴取もいたしまして、早ければ9月議会に条例案を提案したいということで作業を進めているところでございます。

13ページをごらんいただきますと、県のこの条例の位置づけでございますが、下に大きな四角で子供に関する具体的目標、施策、関係者の具体的役割等が、左側、次世代育成支援行動計画、あるいは右側の教育に関するところは教育基本法に基づく教育振興計画などで実施しているところでございますが、その上に、やはり子供が輝く社会づくりのため、県民みんなで共有すべき理念を示す条例を策定していくということで検討をしていくものでございます。

1ページめくっていただきまして、14ページでございますが、全体の構成といたしましては、県民皆で共有するという基本理念、県

民ぐるみで育てていくための取り組みとして、環境づくりと子供に教え伝えていくこと、さらに、それぞれの役割、県の取り組みを規定したいと考えているものでございます。

15ページでございます。

これが、先ほど申し上げた有識者会議、あるいは子供会議、庁内検討を踏まえて策定いたしました現在の素案でございます。

趣旨、目的は、先ほど御説明したとおりでございます。

4番の基本理念につきましては、3点掲げでございます。

1つは、すべての子供が、生まれ育ってきた状況、障害、病気の有無などにかかわらず、かけがえのない存在であること、2番目に、すべての子供が社会の一員として尊重され、子供にとっての最善の利益が考慮されること、3点目として、すべての子供が安心して育つことができることを規定しております。

おめくりいただきまして、16ページ、子供の育ちの環境づくりといたしまして、次の環境が確保されるよう、それぞれの立場で県民が努めていくといたしまして、4点。

1点目は、すべての子供が、みずからの意思により、よく学び、遊び、食べ、眠り、さまざまな人と触れ合い、体験することができるという環境づくり、2点目が、すべての子供が、適切な指導を受けながら、みずから伸びていく力が引き出されるという環境、3点目が、すべての子供が、いじめ、虐待などから守られるという環境、4点目が、すべての子供が、1人で悩むことなく、家庭、学校、地域のきずなの中で共感しながら育っていくという環境づくりでございます。

6子供に教え伝えていくことといたしまして、大人が手本となりながら、次の4点。

自分の命と他人の命を大切にすること、社会のルール、規律を守り、社会の一員としての役割を果たすこと、郷土、自然、文化を大切にすること、さまざまな困難を乗り越えな

がら自立していくことということを教え伝えていくとしております。

17ページでございますが、それぞれの役割といたしまして、保護者は、中心的な役割を担うものとして、子供を大切に育てていくとともに、自分自身が成長していくよう努める、それを取り巻く子育て支援者、学校などの専門機関は、その専門性を高めていくために、連携しながら子供の育ちを支援していく、さらに、地域住民、事業者、すべての県民が、子供を地域社会全体で育てていくという認識のもと、子供の育ちを支えていくよう努めることとしております。

県の取り組みといたしましては、この条例に基づき、子供の育ちの環境づくり、教育環境整備など、施策を計画的、総合的に推進するとともに、2にございますとおり、この条例に掲げました基本理念、取り組みについて、広報、啓発、具体的な施策を実施するとしております。その一環として、9にございますとおり、毎月15日を「肥後っ子の日」と定めまして、この日にそうした取り組みを特に行っていくことを規定しております。

このように、当たり前のことを書いてある、まさに理念の条例でございますが、この条例をつくることによって、県民皆の中でこの意識の共有を図り、さらに、県全体として子供の育ちを支える取り組みを推進していきたいということで現在検討をしているところでございます。

以上、御報告させていただきます。

○前田障害者支援総室長 熊本県立こころの医療センターのあり方に関する報告書についてでございます。

お手元に熊本県立こころの医療センターのあり方に関する報告書を配付させていただいておりますが、概要については、報告事項の18ページで説明をさせていただきたいと思っております。

県立こころの医療センターにつきましては、県内の精神科医療の中核として医療活動を行っているところでございますが、一方では、診療報酬の削減等で厳しい経営環境にもございます。

このような状況を踏まえ、熊本県立こころの医療センターあり方検討会を昨年3月に設置をいたし、今後の医療の方向性、経営の方向性について、外部委員を交え、検討をいただきました。

その検討結果の取りまとめができたので、きょう御報告をさせていただきたいと思いません。

まず、医療の方向性でございますが、県内の精神科医療のセーフティーネットとしての機能を強化しながら、社会復帰活動や精神医療関係者の育成などが方向として示されたところでございます。

また、経営の方向性につきましては、権限と責任の明確化や公共性の確保などの視点から、公営企業法の全部適用が望ましいという方向が示されたところでございます。

また、全部適用を契機といたしまして、センターにつきましては、改めて職員の意識改革、医療内容の検討、経営管理、職員体制の見直し、情報公開の推進などに取り組むことが必要であると提言をいただいております。

今後についてでございますが、冒頭の部長説明にもございましたが、この報告書の内容を踏まえまして、平成20年4月1日を目途に、地方公営企業法の全部適用に向けて準備を進めてまいります。

なお、本年12月議会におきまして病院事業の設置等に関する条例の改正等を、2月議会において関係条例の改正等を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○高橋医療政策総室長 医療政策総室でござ

います。

資料の20ページをお願いいたします。

医療制度改革の概要についてでございます。

医療制度については、大きな改革が現在進行中でございまして、報道でもしばしば取り上げられておりますけれども、改革の内容がかなり広範にわたっており、全体像がなかなかつかみにくうございますので、概要を説明させていただきまして、大枠を御理解いただければ幸いかと存じます。

それでは、医療政策総室、それから高齢者支援総室、健康づくり推進課にそれぞれ関連をいたしておりますけれども、私の医療政策総室から説明をさせていただきます。

まず、1の経緯でございます。

平成13年の6月に、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針というものでございますけれども、これが閣議決定をされ、これが一連の医療制度改革のスタートになってございます。

続いて、基本方針、改革試案等が出されてまいりますけれども、平成17年の12月に医療制度改革大綱の政府・与党決定によりまして、改革の中身が定まり、この大綱に基づき、平成18年2月、医療法等の一部を改正する法律案及び健康保険法等の一部を改正する法律案が第164回通常国会に提出されまして、昨年の6月に成立したところでございます。

改革の全体像を御理解いただくために、23ページをまずごらんいただきたいと思います。

ここに、平成17年12月に決定されました医療制度改革大綱の基本的な考え方、これが左の欄に整理してございます。

医療制度改革は3つの柱で進められることになっておりますけれども、まず1つ目の柱の安心・信頼の医療の確保と予防の重視では、(1)の患者の視点に立った安全、安心で

質の高い医療が受けられる体制の構築として、医療情報の提供、医療機能の分化、連携、在宅医療の充実、医師不足問題の対応などを進めるとされております。(2)の生活習慣病対策の推進体制の構築では、予防の重要性の理解を促進する国民運動の展開、健診、保健指導の義務づけ、健康増進計画の内容充実などを進めるとされております。

2つ目の柱の医療費適正化の総合的な推進では、医療費適正化計画の策定、保険給付の内容、範囲の見直しなどを。

それから、3つ目の柱の超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現では、新たな高齢者医療制度の創設、都道府県単位の保険者の再編統合を進めるとされております。

このような大綱の基本的な考え方のもと、昨年6月に、右の上の欄の方、医療法等の一部改正、それから下の欄の健康保険法等の一部改正が行われまして、それぞれの欄内に整理してございます各項目について、現在具体的な取り組みが進められているという状況でございます。

それでは、20ページの方にお戻りいただきたいと思いますが、まず、大きな2番目の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の概要でございますが、ちょっと幾つか、全部しますと時間の関係もございますので、幾つか説明をさせていただきますと思います。

2番目の医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化、連携の推進でございますけれども、医療機能の分化、連携を推進し、切れ目のない医療を提供すること、早期に在宅生活へ復帰できるように在宅医療の充実を図るといたしまして、医療計画に脳卒中、がん、小児医療等の事業別の医療連携体制を位置づけ、そして、わかりやすい指標や数値目標を明示するなどされております。

それから、3番目でございますけれども、

地域や診療科による医師不足問題への対応でございます。

僻地等の特定地域、小児科、産科などの特定の診療科における医師不足の深刻化に対応し、医師などの医療従事者の確保策を強化するといたしまして、都道府県の医療対策協議会を制度化して関係者協議による対策を推進すること、医療従事者への地域医療確保への協力の位置づけなどがございます。

それから、大きな3番目の健康保険法等の一部を改正する法律の概要で、大きな項目といたしましては、まず1点目の(1)の医療費適正化計画の策定でございます。国が示す基本方針に即して、国及び都道府県で、5カ年間の計画を策定するとされております。

それから、その(4)のところでございます。療養病床の再編成でございますけれども、医療保険適用の療養病床については、医療の必要性の高い患者の受け入れに限定し、現在の25万床を15万床に、介護保険適用の療養病床については23年度末で廃止、廃止される療養病床13万床については、平成23年度までの6年間、既にもう19年度ですので、今は5年間ということになっておりますけれども、老健施設、居住系サービス施設などに転換などということになっております。施行は、24年4月でございます。

それから、2点目の新たな高齢者医療制度の創設でございます。

現行の老人保健制度にかわりまして、75歳以上の高齢者を対象に独立した医療制度を創設、運営主体は県内全市町村が加入する広域連合が行う。22ページにかかりますけれども、2つ目のポツのところ、患者負担が1割、それから次の費用負担のところでございますけれども、公費が約5割、それから国保被用者保険の現役世代からの支援が約4割、それから高齢者の保険料が1割というふうになっております。この施行は、20年4月ということになってございます。

最後に、本県の取り組みでございますけれども、本県では、平成18年度に、庁内の推進体制の整備、保健医療計画の策定の準備、生活習慣病対策、それから療養病床の再編成、後期高齢者医療制度などについて取り組みを始めてございます。

今年度は、第5次の保健医療計画、それからくまもと21ヘルスプラン、医療費適正化計画、それから地域ケア体制整備構想の策定などを進めることにいたしております。

以上、今回の医療制度改革について簡単に御説明いたしましたけれども、各委員には、医療制度改革の概要の少し詳しい資料を後ほどお届けしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

早産予防対策事業についてでございます。

これは、絨毛膜羊膜炎予防対策モデル事業として実施するものでございます。

この24ページ一番下の方に、絨毛膜羊膜炎とはというのを書いております。これは、子宮の中で胎児を取り囲んでいる膜に細菌感染が及んだ状態が、絨毛膜羊膜炎という状態でございまして、これが早産、前期破水の約8割を占めていると言われております。

本県では、極低出生体重児の増加、NICU、これは、新生児集中治療室の病床数の不足がございまして、早産予防対策は喫緊の課題でございます。

効果が認められている早産予防方策を実施することで極低出生体重児の総数を減少させ、その効果を普及させる目的としています。

事業内容は、熊本大学医学部に事業委託いたしまして、天草をモデル地域として、早産の原因と見られる絨毛膜羊膜炎のハイリスク妊婦を抽出し、抗菌剤を投与します。また、歯周病も早産の原因の一つという報告があ

り、全妊婦に歯周病予防のための歯科健診、指導を行います。さらに、妊娠期の生活指導を徹底、これらを一体的に実施して早産予防の効果について検証することとしています。

以上、御報告します。

○藤川隆夫委員長 次に、追加資料で、岩田高齢者支援総室長、お願いします。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

恐れ入りますが、厚生常任委員会報告資料追加報告分のA4縦の資料をごらんいただきたいと思っております。

厚生常任委員会報告事項追加報告分でございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらんください。

株式会社コムスンの問題への対応につきましての御報告でございます。

この問題は、高齢者の介護保険サービスとそれから障害者福祉サービスにまたがっておりますが、本日は、高齢者支援総室の方でまとめて御報告をさせていただきます。

まず、1番の経緯でございます。

(1)の介護保険法関係でございますが、ここに掲げてございますように、去る6月6日、厚生労働省老健局総務課長ほかから通知がございました。内容は、このコムスンにつきまして、青森県及び兵庫県における同社の不正事案、これは、実際には職員を配置していないのに配置しているように装うという虚偽の指定申請によりまして、訪問介護事業所、ヘルパーの事業所でございますが、この指定を受けたというものでございます。これによりまして、介護保険法の規定により、不正事案の発生後5年間、すなわち平成23年12月7日まで、同社のすべての事業所——コムスンは全国で約2,000の事業所を展開しておりますが、において、この介護サービス事業者とし

ての新たな指定及び6年ごとの更新の指定、これをしてはならないこととなる、通常これを連座制と呼んでおりますけれども、この通知があったものでございます。

次に、(2)障害者自立支援法関係でございますが、こちらも基本的に同様でございますが、6月6日に通知がございまして、こちらの方は、23年の8月30日まで5年間、同社のすべての事業所において、この障害福祉サービス事業所としての指定をしてはならないという通知がございました。

次に、2番、これに基づく県内への影響でございます。

(1)の介護保険法に基づく介護サービス事業所でございますが、まず、①で、同社の県内事業所数は6月15日現在で25事業所でございます。これにつきましては、4ページの方に事業所の一覧を掲げておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

②でございます。

このまま推移しますと、平成20年の3月31日、ここに8事業所の指定有効期間が終了いたします。これを初めとしまして、平成23年12月7日までに最終的に21の事業所が指定の更新を受けられないと。したがって、当該事業所の継続ができなくなるという事態になります。

③でございますが、県内のこの同社のサービスの利用者数は約1,200人おられます。

2ページをお願いします。

障害者自立支援法に基づく居宅介護事業所についてでございます。

①のこの県内事業所数は11カ所でございます。これは5ページの方の資料2に一覧表を掲げさせていただいておりますので、後ほどお願いいたします。

次に、全事業所とも、この障害の関係でございますけれども、更新時期が平成24年9月30日と、6年後がそういうことになりますわけですが、そうしますと、この場合、指定更

新をしてはならないという期間、5年間が経過した後更新時期が到来するという関係から、更新自体への影響はございません。しかしながら、実際には、それまでに事業廃止、あるいは事業譲渡による影響等が発生することが考えられるところでございます。

サービス利用者数は約100人でございます。

次に、3番、県としての対応でございます。

既に新聞等で報道されておりますが、今後、全国的には、コムスンから他の事業者への事業譲渡について調整がなされる見通しでございます。しかし、どのような結果となるかまだ不透明な状況でございます。

いずれにしても、県としましては、まずサービス利用者の方々の不安の解消、あるいはサービスが受けられなくなるという事態の発生を防ぐことを基本として、以下に掲げますような対応をとっております。

なお、去る4月から5月にかけて、県内のコムスン関係の介護サービス事業所10カ所に対して、介護保険法に基づく立入調査を行ったところでございます。現在までのところ、今回問題となりましたような人員基準違反の事実は認められないという状況でございます。

まず、(1)介護保険法に基づく介護サービス事業所に関してでございますが、これまでにとった措置としまして、まず、高齢者支援総室の中に相談窓口を設置いたしました。

それから、(イ)としまして、市町村に対しましてですが、コムスンの事業所が県内の8つの市町村に所在いたしますが、この8つの市町村を中心に利用者からの相談に対応するよう依頼したところでございます。

(ウ)でございます。

コムスンの九州支社及び熊本支店の責任者を県庁に呼びまして、介護サービスが万が一にも滞ることがないように対応を指導いたしました。

なお、ここで、資料にはおつけしてござい

せんが、最近の状況について、2点、追加で御報告させていただきます。

まず、1点でございますが、まず、コムスンにつきましては、これまで利用者の方々を中心に、約200件余りの相談、あるいは問い合わせがあつているというふうに聞いております。しかしながら、コムスンの方も丁寧な説明に終始しておりまして、現時点でサービスが滞るなどの混乱、支障は起きておりません。

また、これに関連しまして、同じく資料にはございませんが、先日厚生労働省から連絡ございまして、6月13日付で、コムスンの樋口公一社長名で、厚生労働省あてに「今後の対応方針について」という文書が提出されております。その中で、コムスンとしては、来年3月末まで責任を持ってサービスを提供すると、あわせて、利用者の意向を最大限尊重し、支障の生じないようにするというふうに書かれておりまして、厚生労働省もこれを受理しております。

そういうことから、当面、来年3月までのサービス提供につきましては一応確保されると見て差し支えないというふうに判断しております。

以上、つけ加えさせていただきます。

(エ)でございます。

私どもとしましては、いずれの事態にも対応できますように、利用者のサービスに支障が生じないよう、ほかの事業者によるサービス引き受けの可能性について、市町村の協力を得て、予備調査を開始したところでございます。

今後の措置でございます。

まず、もしコムスンの利用者の方から、来年3月末までのうちにでも、もう事業者をかえたいというふうな相談等がございました場合は、その引き継ぎ等につきまして、市町村と連携して支援をしたいと思っております。

それから、万が一利用者が同社からのサー

ビスを受けられないという場合につきましては、これも市町村と連携しまして、ほかの事業者等への、現在調査をしておりますが、その事業者への移行等を支援したいと思っております。

それから、3ページをお願いいたします。

さらに、今回のような不正事案の発生の防止が必要でございますが、今回訪問介護事業所でこういう人員基準の違反が起きているわけでございますが、今後、こういった訪問介護事業者につきましても、新規指定をいたしました後に、実際にその方が勤務しているかどうか、人員確認の立入調査を行いたいというふうに思っております。

それから、(2)の障害者自立支援法に基づく居宅介護事業所に関してでございますが、基本的には介護と大体同様でございますが、相談窓口の設置、市町村への相談体制の強化依頼、コムスンへの指導、それから市町村を通じましての他のサービス事業者による引き受けの可能性の調査等をいたしております。

それから、今後の措置にしましても、まず利用者からの変更希望につきましては支援をすること、万が一利用できなくなった場合につきましても、他の事業者への移行等について支援したいというふうに思っております。それから、同社の事業所に対しまして早急に指導監査を実施するというのもあわせて予定しております。

以上でございますが、資料1、2、事業所一覧表でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、御報告いたします。

○藤川隆夫委員長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。

ただいまの報告に関して質疑はありませんか。

○福島和敏委員 ころの医療センターの件

ですが、あり方検討委員会の報告書が出ておりますが、地方公営企業法の全部適用への移行がベストだという報告がなってますね。

今まで県立という形でやってこられたわけですが、ここはやはり精神医療の中では非常に大切な重要な役目をしていると思うんですね。

それともう一つは、100名を超す県の職員さんがいらっしゃるといふような問題も含めて、今後、この委員会の役目というのは重要な役目をするようになるんじゃないかなという気がするんですね。だから、できれば、委員長にお願いですが、みんな一回、こころの医療センターを見学に行くようなことはいかがかなということをお提案申し上げたいと思います。

○藤川隆夫委員長 検討させていただきますけれども、何か質問ではなくて……。

○福島和敏委員 じゃなくて。

○藤川隆夫委員長 はい、わかりました。じゃあ、それは検討いたします。

それ以外、どうぞ。

○大西一史委員 よろしいですか、私ばかりで申しわけないですが。

1つは、報告の中であった県立保育大学校についてでございます。

これについては、もう先ごろ廃止ということで報道発表もなされました。ただ、私は、ことしの1月からずっとヒアリングもしてまいりましたし、実際に6月の定例会で、質問しようと思って、担当課にその旨政務調査課経由でお伝えをしてヒアリングをしてまいりました。その、何日後だったかわかりませんが、廃止するということが、突然そういう方針が決められたということで、私は、議会の一般質問で議論をしようとしている中で、こうい

う判断というのはいかがなものだったのかということで、非常に憤りをそのときには感じた次第でございますが、この点についてどのようにお考えなのか。

○矢田貝少子化対策課長 まさに今先生おっしゃったような経緯でございます、その点では先生に大変御迷惑というか、おかけしたというふうに思っております。ただ、私どもとしては、先ほど御説明しましたとおり、19年度に早期に結論を出すということで作業を進めておるその段階、その経過におけるやりとりであったもので、その結論が出たのが、ちょうどその過程の中で結論を出させていただいたと。したがって、県としての結論出したからにはやはりなるべく早目に公表しなければならぬということで、6月4日に公表させていただいたという経緯でございます。

そうした経緯でございますので、質問ということに係ることございまして、御迷惑かけたかと思えますけれども、御理解いただけたらというふうに考えてございます。

○大西一史委員 そういふことで、決めたからにはそれはもう早く知らせるといふのは当然——新しい入学者を控えている、そういうふうな状況もあって、それはあるのかもしれませんが。だけれども、私自身はやっぱり、これはきちんと、これだけいろいろ請願も出ておりましたし、2月定例会で請願も出ておりましたし、また存続に向けたということでの議論も2月定例会でなされていたわけですね、一般質問も。

そういう中で、やはりいろんな意見が出ているからこそしっかりと議論をオープンな中でやるべきだと考えて、私は一般質問の項目に入れようと思っていただろうから、非常にその点は残念でございました。

ただ、こういう形で決まったということで

あれば、もうこれは、私もその行財政改革基本方針、この辺は財政対策特別委員会でもさんざん議論してきましたから、行革の必要性であるとかいうことに関して、私は必要だという部分もあるというふうに思います。ただ、単に大学校を廃止するというだけではなくて今後新たな機能を持たせようということで、1つ今県としては、今後現任保育士の研修に特化する施設にかえるんですよと、こういうような御説明で、方針であるかというふうに思います。

ただ、その中で、1ついろいろと議論が出てましたのは、保育大学校は、やはり安い授業料でもって、よりよい高い技能を持った保育士を養成してきたというこの実績があるということで、やはり一般の私立のそういった養成所がたくさんあるとはいえ、やはりそういった財政的な面というので、何らかの私は、これを廃止するのであれば、奨学金制度なり何なり、そういった検討もある程度必要ではないかなというふうに感じますが、この点はどう考えておられるのかというのが1点。

それから、もう一つ、今後現任保育士の研修に特化するとは書いてあります。保育士全体の専門性の向上にシフトするというふうに書いてありますが、この内容とか専門性の中身ということについてはいま一つはっきりしていません。これから検討されるというふうに思いますが、この検討の過程の中で関係者の意見をしっかり聞いていただきたいというふうに思うんですね。

特に、保育の現場におられる皆さん方、保育大学校の卒業生の皆さん方、こういった方々から、本当に今後どういう研修施設が県にあったら県の保育体制というのが充実していくのかということ、これは、9月の条例、これは廃止条例を出すまでの間にも何らかの形で意見聴取をするなど、やっぱりコミュニケーションをしっかりとっていただきたいというふうに思っておりますが、この2点につ

いて見解をお尋ねいたします。

○矢田貝少子化対策課長 ありがとうございます。

まず、後段の研修のあり方についてでございますけれども、まさに今検討しているところでございます。概念的には、体系立った研修、あるいは児童虐待、発達障害児などの専門的な研修、あるいは保育士の方は一たん結婚などによって現場を離れて戻ってこられる方もおられるので、そういう方々の研修ということが必要ということで考えておりますが、現在そうした研修は、保育団体、県含めてさまざまな団体がそれぞれ個別に実施している状況がございます。そうした中で、私もは、これを総合的に実施していくということで検討を進めていきたいと考えております。

今、委員御指摘ありますとおり、今後、保育現場等、もしくはさまざまな保育関係者の方の御意見を聞きながら検討をしていきたいと考えております。その際には、例えば外部の検討会みたいなものを開催するなどして、外からもわかるような形で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

そうしたことで、県としては、新任の保育士の養成ということから、8,000人全体の現任保育士の育成という方に役割をシフトしていくということでございますが、その際、委員から最初に御指摘がございました、経済的な支援が必要な方への対応ということにつきましては、支援を必要とする方の道が閉ざされないような形の検討はしていきたいと考えてございます。

ただ、奨学金制度ということについて申しますと、一つは、今保育士の数がこれだけ充足している中、もしくは、ほかの例えば高齢者介護とかリハビリとかの専門家を求めている中で、保育士の資格取得のためだけの奨学金制度をつくるというのはなかなか難しい状

況にあるのかなと思っています。今、私どもの課でも、高校生の進路指導の方もいろいろ協議させていただいておりますけれども、既存にもさまざま育英会含めて奨学金制度等がございますので、その活用等も含めまして、そうした進学の関係部局とも協議しながら、そこは進めていきたいというふうに考えておるといところでございます。

○大西一史委員 とにかく今後のあり方に対しては、どういう研修機関にしていくかに関してはしっかりやっていただきたいということを、また、強くお願いをしておきます。

それから、奨学金制度については、なかなかここだけは難しいよというふうな話もニュアンス的にありましたけれども、奨学金は、これはあくまでも、これは別に補助金で返さなくていいというものではなくて、将来働きながら返せるような仕組みをつくるということですから、そういうことを考えれば、そういう道を閉ざさないようにしっかりとした県の対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、済みません、もう一つ続けてよろしいですかね。

○藤川隆夫委員長 はい。

○大西一史委員 もう時間が、ちょっとお昼過ぎて、申しわけないんですが、コムスの問題ですけれども、今のところ県内の事業所に関しては一切違反なり何なりというのは確認してなかったということではありますが、今回のような不正事案というのは、コムスだけではなくて、よその事業所、いろんな事業所でもこれは起こり得る話ではないかなと思います。

そういうふうに考えますと、必要に応じて人員確認の立入調査などを行うということがありますが、この立入調査というのは抜き打

ちでやられているのでしょうか。

○岩田高齢者支援総室長 現在考えておりますところでは、従来訪問介護事業者につきましては、例えば採用予定の方の採用の確約書とか履歴書とかそういうものがあれば、一応その方の意思を確認したということで認めておりましたわけですが、しかし、それが実際虚偽というふうなことが起きました。そういう関係で、これから具体的に詰めますが、少なくとも、例えば実際に申請段階でもお写真をおつけいただくとかいう形で具体的にやっていくこと。それから、指定後、これはもうおっしゃるとおり抜き打ちに何か所か選びまして行くというような形をとりまして、それをすべての事業者に知らしめることによって、そういう不正の再発を防止したいというふうに思っているところでございます。

○大西一史委員 しっかりこの辺の調査とか検査というのは、やっぱり本当にまじめにやっている事業者がある一方で、不届き者がおるといことは、これは許されないわけですから、そういう意味では、これは実は事業所の方から聞いたところによると、県はもう大体いつごろ来られるからということで体裁を整えて待つとるといような話も聞かないでもないわけですね。ですから、逆に言えば、抜き打ちでそういう形でやるという厳しい姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

○福島和敏委員 高齢者支援総室、14ページですけれども、ここにねりんピックと書いてありますね。これ、私は、4年前に福島県大会に実は選手として行ったんですよ。びっ

くりしました。もうお年寄りが1万人以上集まって、物すごく金使うんですよ。お土産なんかもう足りないくらいですね。うまくないりんごをたくさん買ってました。私は帰ってきて、これを熊本県に誘致すべきだと、経済効果が物すごいよという話をしたんですが、何かうわさによると熊本県は手を挙げたという話は聞きましたけれども、その結果はどうなのでしょう。

○岩田高齢者支援総室長 福島委員おっしゃるとおりでございます、平成23年度、熊本県において、ねりんピック全国大会を開催する予定にしております。来年度あたりから徐々に準備に入るという形で、すばらしい大会にしたいと思って頑張っているところでございます。

以上でございます。

○福島和敏委員 頑張ってください。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 じゃあ、報告に関しての質疑は終わりました。

一応、その他で、この健康福祉部関係で何かございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 ありませんね。

なければ、これで質疑を終了し、ここで昼食のための暫時休息をいたしたいと思いません。

再開は、1時半ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 じゃあ、そういうことでお願いいたします。

御苦労さまでございました。

午後0時30分休憩

午後1時32分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、再開をします。

環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、環境生活部長、よろしく申し上げます。——着座でよかですよ。

○村田環境生活部長 それでは、お許しいただきましたので、着座のまま御説明を申し上げます。

平成19年度の環境生活部の概要につきまして、まず御説明申し上げます。

まず、当部の組織機構でございますが、本年4月1日から、水俣病対策への的確な対応を図るため、水俣病対策課を水俣病保健課と水俣病審査課の2課体制に編成をいたしました。また、くらしの安全、安心に係る業務に的確に対応するため、交通安全・青少年課を交通・くらし安全課と改めました。したがって、当部は、11課、2課内室及び2出先機関という構成になっております。

次に、平成19年度の当初予算でございますが、一般会計予算で総額92億4,900万円余を計上いたしております。

その主な施策等について御説明をいたします。

まず、水俣病対策につきましては、本年3月9日の与党プロジェクトチームの会議において、実態調査と並行して救済策の検討を進め、調査結果を踏まえて、今月中には新たな救済策をまとめるという整理をしていただきました。今月中に救済策をお示しいただけるよう、県議会の力強い御支援をいただきながら、精いっぱい取り組んでまいります。

次に、光化学スモッグ問題につきましては、5月27日までに計4回の注意報を発令いたしました。この原因は、九州を中心に広域的な大気汚染となっているため、その原因究明と

対策について国に緊急要望することを、本県からさきの九州地方知事会に提案し、6月11日に政府・与党へ要望されました。

今後とも、国、市町村及び報道機関など関係機関との連携を強化し、情報の迅速な伝達、被害防止のための対策に努めてまいります。

次に、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備につきましては、今後、地元の御理解をいただきながら、基本設計や環境影響評価の実施、整備主体となる財団法人の設立などに取り組んでまいります。

次に、有明海、八代海の再生につきましては、海域環境の保全及び改善を図るため、水質環境の監視や県民行動の推進に向けた普及啓発活動などに取り組んでまいります。

次に、バイオマスの有効活用につきましては、新たに、廃食用油等から製造できるバイオディーゼル燃料について、市町村、事業者、NPO等と5月に発足したくまもとEco燃料拡大推進研究会と連携しながら、普及拡大や事業化推進の取り組みを進めてまいります。

次に、地球温暖化対策の推進につきましては、今年の2月に指定した県地球温暖化防止活動推進センターと連携しながら、温室効果ガスの排出抑制に向けた普及啓発に取り組んでまいります。また、5月に展示室をリニューアルオープンした県環境センターを拠点として環境学習を推進してまいります。

次に、シカによる森林被害対策等につきましては、適正な頭数に管理誘導するため、捕獲等を行う市町村に補助を行うとともに、捕獲従事者の要件を緩和するなど、捕獲体制の拡充を図ってまいります。

次に、食の安全、安心につきましては、食の安全性の確保や消費者へ情報の提供に努めるとともに、食品の残留農薬等の検査については、全国トップレベルの取り組みを引き続き実施してまいります。

また、食育の推進につきましては、子供から高齢者まで、ライフステージに応じた食生

活の改善や食環境の整備などに取り組んでまいります。

次に、交通安全対策についてでございます。

飲酒運転の根絶と増加する高齢者の交通事故防止を推進するため、新たに県民からテレビ広報用の映像を募集する県民参加型の啓発事業を実施するなど、モラル向上と交通安全に対する意識改革を図ってまいります。

また、犯罪の起きにくいまちづくりにつきましては、新たに犯罪被害者等支援のための計画づくりなどに取り組んでまいります。

最後に、人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初めハンセン病や水俣病をめぐる問題など、さまざまな人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るための広報、啓発や人材育成等の取り組みを進めてまいります。

次に、平成19年度チッソ県債償還等特別会計でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額及び特別県債によるチッソ株式会社への貸付金を合わせた総額103億8,100万円余を計上いたしております。

以上、一般会計と特別会計を合わせた環境生活部の予算総額は196億3,100万円余となります。前年度当初予算と比較いたしますと、金額にして9億300万円余、率にして4.8%の増となっております。

次に、今回の提出議案でございますが、環境生活部関係は該当ありません。

このほか、環境生活部における平成18年度の行財政改革の取り組みについてなど、7件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

平成19年度主要事業及び新規事業について御説明をいたします。

委員会資料の34ページをお願いいたします。

県では、あらゆる活動において環境への配慮を当たり前のこととして行う循環と共生を基調とする社会づくり、環境立県くまもとづくりを進めておりまして、その一環といたしまして、バイオマスの有効活用を推進いたしております。

再生可能な生物由来の資源でありますバイオマスの利活用は、地球温暖化の防止、新しい環境調和型の産業、雇用の創出、農林水産業や農山漁村の活性化などの効果が期待でき、また、循環型社会の形成に資するものでございまして、その有効活用の推進に全庁的に取り組んでいるところでございます。

平成19年度、環境政策課におきましては、(1)でございますが、バイオマス利活用の推進に向けました周知啓発、あるいは事業化支援に引き続き取り組みますとともに、新たに、(2)マル新でございますが、くまもとEco燃料拡大推進事業といたしまして、廃食用油等から製造でき、軽油代替燃料となりますバイオディーゼル燃料につきまして、その拡大に向けた取り組みを、産学行政連携しながら推進していくことといたしております。

次に、地球温暖化対策の推進でございますが、この問題、世界規模で取り組まなければならない深刻な問題となっております。県民一人一人が環境問題をみずからの問題として気づき、主体的に取り組むことが重要であると考えておりまして、そのため、県民の理解を深めるとともに、個人、家庭、地域、民間事業者等による防止活動の一層の推進を図るため、下に書いてあります事業、(1)地球温暖化対策推進事業、それから次のページになりますが、(2)環境立県くまもと推進普及啓発事業、(3)環境センター運営事業、そして(4)エネルギー対策促進事業等によります普及啓

発に取り組んでまいります。

次の有明海、八代海再生の推進でございますが、貴重な自然環境や水産資源の宝庫であります有明海、八代海の再生に向けまして、海域環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興等の施策に総合的、全庁的に取り組むものでございます。

次の36ページでございますが、平成19年度、環境政策課におきましては、干潟等沿岸海域再生推進事業といたしまして、県内数地区での意見交換会や講演会の開催、また、教員を対象とした体験実習などを行うことといたしております。

次のアスベスト対策でございますが、県民の生命、健康にかかわる重大な問題として、これまで全庁的に取り組んできたところでございます。環境政策課におきましては、総合窓口といたしまして、実態調査の実施、相談窓口の設置、救済給付申請の受け付け等を行ってきたところでございまして、平成19年度におきましても、引き続きこれらアスベスト対策に取り組んでまいります。

なお、(1)マル新、石綿健康被害救済基金拠出金でございますが、法に基づき救済給付を行うために設置されております石綿健康被害救済基金へ本県として応分の拠出を行うものでございます。

次の環境影響評価審査指導は、法律や条例に基づき、環境影響評価、環境アセスの手続を通じて、さまざまな開発における環境配慮の推進を図るものでございます。

下の方に、現在環境影響評価手続中の事業を参考として記載をさせていただいております。

最後に、37ページ、水俣病問題の解決に向けた対策の推進、いわゆるチッソ支援でございます。

1に、これまでの経緯を記載いたしておりますが、昭和53年以降、県が県債を発行してチッソに貸し付けるという形での支援を行っ

てまいりました。いわゆる患者県債と呼ばれるものでございますが、その後、いわゆる設備県債、あるいは一時金県債というものを発行し、貸し付けを行ってきたところでございます。

しかし、このチッソ支援のあり方につきましては、平成9年度以降、中長期的観点からの検討が行われまして、平成12年2月に新たな抜本的支援策が閣議了解をされております。

2に、その抜本的支援策の概要を記載しておりますが、チッソが患者県債の発行によらず、その経常利益の中から患者補償を支払っていくということをいたしまして、それを支援するため、患者県債方式を廃止し、既往公的債務につきましては、支払い猶予等の措置を講じるということになったこととされたところでございます。

①、②が、その具体的内容でございますが、①県は、チッソが経常利益から患者補償を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払い猶予等を行う。②国は、県が支払い猶予等を行う場合に県債償還に支障を来さぬよう、支払い猶予等相当額の8割を一般会計からの補助金により、2割を地方財政措置により手当てをす

その次の行が、地方財政措置の内容でございますが、県がいわゆる特別県債を発行し、その元利償還金につきましては、100%を地方交付税で措置されるということになっております。

次の38ページに、具体的な資金の流れ、フロー図をおつけいたしておりますので、簡単にごらんをいただきたいと思ひます。

下段の平成19年度見込み額のところをごらんいただきたいと思ひますが、まず、右側、チッソ(株)の枠内でございますが、液晶の売り上げが好調なこと等を反映いたしまして、チッソの平成18年度決算の経常利益は約110

億円となっております。その右側でございますが、チッソは、経常利益の中から、まず24億8,900万円余の患者補償を行いまして、さらに8億8,100万円余の税金の納付、それから一定額の内部留保を行った上で、左側の可能な範囲で返済の――矢印のところでございますが、34億7,000万円余を県に返済をするということになります。

しかし、本来チッソが県に返済すべき額といたしますのは、左側の約定償還の欄のヘドロ立てかえ債、患者県債、設備県債、小計82億9,100万円余でございますので、48億2,100万円が不足をするということになります。その不足額の8割、といたしますと、38億5,600万円余につきましては、国から県へ補助金として交付をされ、残り2割につきましては、県が政府資金から特別県債として借入れを行いまして、チッソに一たん貸し付けた上で改めて返済してもらう、そういう仕組みとなっております。

なお、一時金県債及び特別県債の償還金につきましては、県の一般会計からの繰出金により償還をいたしております。

以上がチッソ金融支援の流れでございます。

次の39ページでございますが、熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の平成19年度予算措置額を記載いたしております。

各県債の元利償還金等で、歳出合計103億8,100万円余となっております。

次に、40ページをお願いいたします。

40ページの表が、平成19年3月31日現在のチッソに対する貸し付け状況の資料でございます。

一番右側の合計欄、一番下のところをごらんいただきたいと思ひますが、償還予定総額が元利合わせまして2,675億8,600万円、これに対して1,097億3,500万円が既に償還済みということで、チッソの県に対する未償還額は

1,578億5,100万円となっております。

それから、次の41ページ、これは、チッソに係る県債の償還状況、いわゆる県が県債を発行して借り入れた額とその償還状況でございます。

合計の一番右端下をごらんいただきますと、県の未償還額は、元利合わせまして1,061億5,700万円となっております。

環境政策課としての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。座って失礼いたします。

42ページをお願いいたします。

3つの事業につきまして説明いたします。

まず、ダイオキシン類対策でございます。

対策特別措置法に基づきまして、大気等環境濃度、工場、事業場の排ガス、排水の監視調査、法対象の工場、事業場への立入調査を実施し、県民へ情報提供を行うものでございます。

事業内容は、①の環境濃度の把握といたしまして、平成17年度から、県下を4つのブロックに分け、毎年1ブロックずつ調査を行っております。19年度は、八代、水俣、球磨地域を対象として調査を行います。②の工場・事業場調査といたしまして、法対象について届け出指導を行うとともに、排ガス等について行政検査を行います。③は、水俣市の水路に堆積しておりますダイオキシン類土砂への対応でございます。水俣湾の水質や魚類へのダイオキシンの影響を把握するために、昨年に引き続き調査を行います。

なお、土砂のしゅんせつにつきましては、土木部が公害防止事業として実施することとしております。

次に、43ページ、アスベスト環境調査等事業でございます。

アスベストの建築物での使用が人の健康の上で問題となったことから、除去作業におい

ての届け出指導、除去作業中の基準遵守の確認、同じく大気環境への影響調査、採石場等周辺の一般大気環境調査を実施し、アスベストに係る県民の健康被害や不安を未然に防止することを目的とするものでございます。

アスベスト除去作業に係る届け出の規模要件が撤廃されたこと、含有濃度が引き下げられたこと、さらに、これまでの建築物に加え、工作物除去の際にも届け出が必要になったことから、件数が急増するものと思われま

次に、44ページをお願いいたします。

大気汚染調査監視事業について御説明いたします。

法に基づき、窒素酸化物等を排出するばい煙発生施設、採石場等の粉じん発生施設について立入調査等の規制事務、二酸化硫黄など大気汚染についての常時監視、人の健康に被害のおそれが生じる緊急時の措置としての光化学スモッグ注意報発令などを行う事業でございます。

これらの事業を推進することにより、本県の大気環境の保全、県民へ情報提供を行う事業でございます。

本年特に力を入れたいと思っております事業が、中ほど、(2)に記載しております大気環境監視事業です。老朽化しております大気汚染監視システムに係るテレメーター施設を一括更新いたします。また、光化学スモッグ注意報発令の緊急時、関係機関へ迅速、正確な情報伝達を行うための一斉ファクス、メール配信の構築などを行います。

以上でございます。

○林田水環境課長 水環境課でございます。着座のまま失礼いたします。

45ページをお願いします。

水環境の保全を図りますために、水質汚濁防止法という法律によりまして、河川、海域、それから地下水の水質、それから工場などの排水の水質調査、水質保全対策の啓発活動を

行っております。

また、熊本地域は、水道の水源を地下水に依存しておりますので、これの確保、それから、水道法によりますところの市町村が進めます水道事業の充実強化に努めております。

まず、(1)の水環境監視事業でございますけれども、これは、法律によりまして、県下の河川、海、それから水質調査を計画的に継続的に調査を行いまして、その結果を毎年1回公表しております。

それから、(2)みんなの川と海づくり県民運動事業では、市町村と連携をとりまして、県下一斉に清掃活動を行ったり県民大会を開催いたしまして、県民の皆さんの環境に対する関心を高めていただくように啓発事業を行っております。

(3)地下水質監視事業では、これも法律に基づく調査でございます。特に、熊本県下、地下水に依存度が高うございますので、民間の所有の井戸を中心に継続的に調査いたしまして、例えば汚染等がわかった場合には、周辺調査をしたり継続的な調査をしたりで検査いたしております。特に、近年全国的に硝酸性窒素による汚染が広がっておりまして、その辺の予防対策も進めております。

それから、46ページをお願いいたします。

(4)の熊本地域地下水保全対策事業でございますけれども、これは、熊本地域の地下水は、長期的に低下傾向にございます。あわせまして、水道水源のほとんどを地下水に依存するというような状態でございますので、地下水の恩恵を受けております行政、事業者などが連携をいたしまして、節水や涵養の仕組みを構築する事業でございます。

それから、(5)水循環系構築推進事業でございます。

これは、熊本市、大津町、菊陽町のいわゆる白川中流域の農業関係団体と連携をとりまして、減反した水田に水をためて地下水の涵養を行っております。

最後でございますが、水道事業の推進でございます。

熊本県は水道の普及率が低うございますので、そういう低いところに対しまして補助等を行いまして、向上に努めております。水道法に基づきますところの水道事業者に対して指導を徹底いたしております。

以上でございます。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の47ページをお願いいたします。

まず、自然環境の保全についてでございます。

本県のすぐれた自然環境を保全するために、(1)から(3)までの事業、普及啓発事業、あるいは2番目の自然環境保全地域等の保全対策事業、3番目の希少野生動植物の保護対策事業を実施しています。

特に、希少野生動植物の保護対策事業につきましては、現在、条例に基づき、40種の希少種及び16カ所の保護区を指定しております。捕獲、採取を原則禁止とするなど、希少野生動植物の保護に努めております。

次に、野生鳥獣の保護管理についてでございます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や第10次鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の保護管理を図るため、次の事業を行ってまいります。

まず、(1)でございます。

特定鳥獣適正管理事業でございます。

昨年実施いたしましたシカの生息調査の結果、シカの生息数は余り減少していないことが判明いたしました。このため、第2期に引き続き、シカにつきましては第3期も特定鳥獣に指定いたしまして、保護管理計画をスタートさせております。5カ年計画で、平成19年から23年度までこの計画でまいります。その計画に基づいて、シカの捕獲圧をさらに高

めてまいります。捕獲するシカのうち、有害鳥獣駆除、捕獲、有害鳥獣の捕獲を行う市町村への補助といたしまして、昨年度の5,000頭から本年度は8,000頭に拡大しております。

また、シカの捕獲隊を編成する市町村に対しまして補助を実施することとしております。

資料48ページをお願いします。

これは、狩猟免許試験・登録事業でございます。

狩猟や有害鳥獣の捕獲につきましては狩猟免許が必要であり、そのための狩猟免許試験を実施するという。また、その狩猟免許につきましては、有効期間は3年でございますので、有効期間が切れた方を対象に講習会を実施いたします。

次に、(3)の鳥獣保護センター管理運営事業でございます。

野生鳥獣の保護及び野生鳥獣に対する保護思想の普及を図るため、鳥獣保護センターを管理運営し、広く県民の利用を促進しています。そのため、傷病鳥獣保護ボランティア活動の拡大を図るために努めております。

また、平成18年度から指定管理者による管理運営を行っているところでございます。

次に、自然公園の保護・利用についてでございます。

県内にあります2つの国定公園、7つの県立公園の区域内において次の事業を行ってまいります。

まず、(1)の自然公園保護事業でございます。

自然公園法、県立自然公園条例に基づきまして、開発行為に対する規制を行い、自然公園の適正な保護に努めてまいります。

また、熊本県自然公園美化清掃協会に対する助成、さらに、阿蘇山上、仙酔峡一帯に群生するミヤマキリシマの新芽を食害する害虫駆除を実施いたします。

その下の自然公園利用事業でございます。

県有公園施設や九州自然歩道の清掃管理委託、あるいは天草、富岡ビジターセンター、両方の指定管理者への管理委託などを実施いたします。

49ページをお願いいたします。

自然公園施設リニューアル事業、あるいは自然公園施設UD整備事業でございます。いずれも補修等を実施するわけございまして、特に自然公園施設UD整備事業につきましては、阿蘇地域の山上及び草千里の公衆トイレ、駐車場につきまして、UDの視点で再整備を行い、利用者の満足度の向上を図り、自然公園の利用を促進する予定でございます。

自然保護課は以上でございます。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の50ページをお願いいたします。

本県におきます廃棄物対策といたしましては、ごみの減量化やリサイクル、そして廃棄物に対する適正処理を行うことを中心に推進をいたしているところでございます。

まず、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進のうち、1番目の産業廃棄物リサイクル等推進事業につきましては、循環型社会の形成を図りますために、県内の排出事業者等が行います産業廃棄物の排出抑制、減量化、あるいはリサイクル技術に関する研究開発への補助を行うものでございます。

リサイクル技術等に関する研究開発を行う排出事業者や処理事業者等を対象といたしまして、補助額が100万円以上1,000万円以内という形で、補助率は2分の1以内と。平成18年度は、約6件、600万円の補助をいたしたところでございます。

それから、2番目の廃棄物リサイクル等の啓発事業は、ごみゼロ推進県民大会の開催など、廃棄物のリサイクル等に関する各種啓発

事業を行ってまいるものでございます。

それから、3番目の廃棄物コーディネーター事業につきましては、当課に廃棄物コーディネーター2名を配置いたしまして、企業に対する廃棄物の削減あるいはリサイクル等に関する助言、指導等を行いますことによりまして、廃棄物の有効利用を促進してまいろうという事業でございます。平成18年度は、約142社を訪問いたしましたところでございます。

それから、4番目の産業廃棄物税の効果検証事業につきましては、今年度の新規事業でございますが、産業廃棄物税の効果や見直しの必要性を検討いたしますために、県内におきます産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を把握いたしまして、将来予測を行いたいというふうに考えているところでございます。

次に、51ページの方をお願いいたしますと思います。

廃棄物の適正処理の推進でございますが、廃棄物の不適正処理に伴います環境汚染、あるいは住民の方々の不安感や不信感を解消いたしますために、排出事業者、処理業者等への指導監督、公共関与によります管理型最終処分場の整備を進めてまいるものでございます。

まず、1番目の産業廃棄物の適正処理事業でございますが、産業廃棄物の適正処理が行われますように、処理業者等への立入検査等を行うものでございます。平成18年度は、約2,000件の立入調査を行ったところでございます。

それから、2番目の不法投棄の防止対策事業でございますが、不法投棄等の不適正処理を防止いたしますための監視活動、それから不法投棄現場等の早期改善指導等を行いますとともに、地域住民の方々からの情報収集にも引き続き取り組んでまいるということにいたしております。

ちなみに、平成18年度は現在精査中でございますが、平成16年度の不法投棄件数が約11

7件、それから平成17年度が約98件の不法投棄の発見の箇所数としてございます。

それから、3番目の不法投棄の不適正処理の特別監視事業につきましては、特に、こうした休日、それから夜間を中心に不法投棄が発生しやすい、特に場所といたしましては、県境や山間地域が多いということで、これらを中心といたしました監視活動を民間警備会社に委託をして実施いたしますものでございます。この事業によりまして、平成16年度は49件、平成17年度は30件の不法投棄の発見をいたしましたところでございます。

それから、4番目のPCBの廃棄物処理対策事業につきましては、PCBの廃棄物適正処理推進の特別措置法に基づきまして、PCB廃棄物を保管する事業者に対しまして、届け出と適正保管を指導いたしますとともに、国が主体となりまして、拠点的处理の施設の整備及び中小企業者の処理支援を図るための国の処理基金の造成に応分の負担を行うものでございます。

次に、52ページをお願いいたしますと存じます。

5番目の紛争処理対策費でございますが、産業廃棄物処理施設の設置にかかわります紛争予防及び調整にかかわります要綱の円滑な運用によりまして、住民の方々の産業廃棄物の処理施設、あるいは産業廃棄物に対します不安解消等の確保を図るものでございます。

それから、6番目の公共関与の推進事業につきましては、県の産業廃棄物の公共関与の基本計画に基づく管理型最終処分場建設のために、建設予定地の住民の方々への説明会の開催、あるいは今後事業主体となります財団法人の設立準備などを行うものでございます。

昨年3月末に8カ所の建設候補地の中から南関町の候補地を第1番目に取り組むところと決定いたしまして、町に対して協力をお願いいたしました。何事も地元の御理解が第一

でございますので、基本設計あるいは環境アセス等を行いながらも、今後施設整備への御理解をいただけるように、丁寧にこれを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、建設主体となります財団法人につきましても、今年10月ごろの設立に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、53ページでございますが、7の管理型最終処分場の立地交付金事業と次の8番目の最終処分場の周辺環境整備等の補助事業につきましましては、最終処分場の立地促進、理解促進を図るための制度といたしまして、昨年度と同様に、市町村への補助事業を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

委員会資料の54ページをお願いいたします。

まず、水俣病被害者の方々への保健医療対策についてでございますが、平成3年の中央公害対策審議会の答申に基づきまして、水俣病発生地域に住んでおられる方々の健康不安を解消するため、医療手帳と保健手帳を発行して、医療費等の負担軽減を行う医療事業と健康管理事業を行っております。

(1)の医療事業についてでございますが、掲載の表のとおりでございますけれども、医療手帳と保健手帳の違いは、症状要件に差があるのと、給付内容で療養手当がつくつかないかといった点が主な相違点でございます。

医療手帳につきましては、平成4年度から医療費等の給付を始めておりますけれども、保健手帳とあわせて、平成7年の政治解決の折に新たに申請受け付けを行っております。それ以降新たな申請を受け付けておりませんが、最高裁判決を踏まえた対応という

ことで、新たに、一昨年の10月から、5年間の期限つきで、保健手帳に限って申請を受け付けております。その数は、この5月末現在で、本県のみで8,416人に上っております。

次に、(2)の健康管理事業でございますが、これは、水俣病発生地域の2市2町で、40歳以上の方々を対象とした健康診査にあわせて、神経症状の問診や血液検査の上乗せ健診を行っております。その結果は、市町の保健活動に生かされておりますが、そのほかに、昨年度から、これらの市町において相談窓口を開設して、健康相談などを受けております。

次の55ページをお願いいたします。

新たな救済策につきまして、先ほども部長から説明がありましたように、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会議で、新たに救済を求めておられる方々の実態調査の実施とその結果を踏まえての新たな救済策を6月中にまとめるという方針が示されたところでございます。

このうち、実態調査は環境省が実施することとなりましたけれども、県は、環境省からの委託を受けてこれに取り組むこととなり、早速4月当初から調査を開始しております。一通りの調査を終えまして、現在環境省が集計、分析を行っております。恐らく次回の与党プロジェクトチームの会議で報告されるものと考えております。また、救済策につきましても、次回の会議でその方針が示されるものと考えております。

早期救済に向けてさらに頑張ってもらいたいと思いますので、県議会のお力添えのほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、この与党プロジェクトチームにつきましては、一部のマスコミ等で今週末に開催されると報じられておりますけれども、私ども県にはいまだ通知はありませんけれども、ただ、未確認ではありますが、同様に、今週末の開催がなされるという情報を得ているところでござい

す。

最後に、環境・福祉モデル地域づくりに向けた取り組みでございますが、被害者の救済策の検討とあわせて、被害をこうむった地域だからこそできる高齢化対策の保健、福祉施策、被害者の社会活動支援、あるいは水俣病の情報発信などに取り組んでおります。

このうち、情報発信につきましては、県として、民間の方々の取り組みを支援する事業などを昨年度から行っております。また、今年度から、水俣市が行う取り組みを補助する事業も行うこととしております。

次の56ページをお願いいたします。

(3)で胎児性・小児性の患者の方々が住みなれた地域で暮らしていただけるように、団体などとのパートナーシップによりまして、昨年度からその支援活動を行っておるところでございます。

そのほか、被害をこうむった地域を環境・福祉モデル地域とすべきという環境大臣の私的懇談会からの提言を受けまして、(4)に掲載しております①から③の取り組みを行うことといたしております。

以上でございます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料の57ページをお願いいたします。

水俣病認定業務の促進についてでございますが、1の事業目的でございますように、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして認定業務を行っておりますが、国及び県の賠償責任を認めました平成16年の最高裁判決以降の認定申請者は、5月末現在で3,344人に上っております。

認定業務の内容につきましては、2の事業の概要、(1)に記載しておりますとおり、水俣病の認定申請者につきまして、疫学調査、検診を実施し、認定審査会での審査を経て知事が認定または棄却の処分を行うものでござ

います。

認定業務を進めるに当たりましては、特に、③の医師による検診の促進が課題でございます。医療機関への委託検診のほか、県からの検診医派遣を行うことにより、検診体制の整備を進めているところでございます。

なお、(2)でございますが、認定申請後1年を経過した方などにつきまして、処分があるまでの間、医療費等の支給を行う水俣病認定申請者治療研究事業を実施しております。対象者は、6月1日現在で2,833人でございます。

以上でございます。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の58ページをお願いいたします。

まず、食の安全安心の確保についてでございますが、本県におきましても、BSEが平成16年9月に、また昨年は韓国産トマトを八代産と偽証表示するというような問題が発生しており、県民に大きな不安を与えております。

そこでまず、(1)の食の安全安心確保対策事業におきまして、昨年6月に策定いたしました県食の安全安心推進計画に基づきまして、県、県民、関係団体、これは、生産団体、消費者団体等でございます。これらと連携いたしまして、関連施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

具体的には、①の食の安全対策会議、これは知事をトップにしたものでございますが、この運営、②の食品検査結果等情報の提供、これは、毎月1回ホームページを更新し、携帯電話でも確認できるようにしております。また、③のくまもと食の安全・食育推進県民会議、こちらを来月開催予定といたしております。関係団体との連携を図ってまいりたいと考えております。

次の59ページをお願いいたします。

(2)の食品検査体制整備事業におきましては、食品の農薬等の残留検査を実施いたしております。

①の高度な食品検査機器の導入によりまして、全国トップレベルの検査体制、これは、例えば検査する農薬の種類、現在400種類でございます。それから、検査時間は、全国最短の3日間でございます。これらを維持しておるところでございます、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(3)のJAS品質表示指導事業につきましては、①の食品表示制度、こちらは食品の名称でございますとか原産地等の表示でございますが、これの普及啓発でございますとか店舗の巡回指導、また、今年度は、⑤の飲食店におきます原材料の原産地表示の促進を進めてまいりたいと考えております。

次に、食育の推進についてでございますが、食育総合推進事業におきまして、昨年3月に策定いたしました県食育推進計画に基づきまして、①の県民大会の開催、これは8月に予定しております。また、イメージキャラクターの募集設定等、さらに、③の市町村食育推進モデルの構築と関係部局、関係機関と連携しながら食育の総合的な推進を図ってまいります。

1枚おめくりいただきまして、資料の60ページをお願いいたします。

豊かな消費生活の確立についてでございますが、最近では、年金問題に便乗した振り込め詐欺等悪質商法が横行する中、消費者相談、事業者指導や啓発等を行ってまいります。

具体的には、(1)の消費者行政推進対策事業等といたしまして、関係法令や県消費生活条例に基づきまして、事業者への立入検査、指導でございますとか、市町村における消費生活問題のリーダーの育成等を行ってまいります。

(2)のモデル事業は、最近増加しておりま

す高齢者、障害者をねらった悪質商法の被害を防止するため、市町村の相談窓口の充実強化を図るための支援事業でございまして、昨年度の天草市、合志市に引き続きまして、今年度は、宇土市、宇城市で実施することといたしております。

(3)の消費生活相談事業では、消費生活センター、これは水道町にございますが、こちらにおきまして、県民からの苦情相談に対して、専門資格を有する嘱託相談員が電話や直接の対応等を行っております。

なお、相談件数は、昨年度は1万5,000件余で1万件余減少しておりますが、これは架空請求が鎮静化し、大幅に減少したものであり、案件の悪質、巧妙化は進んでおります。

以上でございます。

○江藤交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

資料は61ページをお願いいたします。

項目、総合的な交通安全対策の推進でございますが、第8次熊本県交通安全計画に基づき、交通安全に関する各種施策を総合的に推進するものでございます。

(1)の交通安全推進連盟等補助、これは、1つには、県、市町村、関係機関等で構成する推進連盟の積極的な交通安全活動に補助します経費、2つは、高齢者の交通死亡事故増加に対応するため、高齢者の交通事故防止県民運動を補助する経費でございます。

(2)の新規事業、県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業は、社会問題化しております飲酒運転の根絶と増加傾向にあります高齢者の交通事故の防止、これを図るため、広報啓発番組用のテレビスポット映像を県民から募集して放送するというところで、県民の皆様には、番組の制作、番組の視聴を含めて、各場面でかかわっていただきたいと思っております。

(3)の交通事故被害者対策は、交通事故被

被害者救済のための相談業務でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進でございますが、熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づく県民や関係機関等が連携、協働しての犯罪が起きにくい環境づくりであり、(1)の広報、啓発、(2)の地域防犯リーダーの育成、(3)の推進体制の整備を推進するとともに、(4)の新規事業として、地域安全マップ作成指導者の育成等を行うものでございます。

次は63ページでございます。

犯罪被害者支援基本計画、仮称でございます、の策定でございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、熊本県の地域状況に応じた取り組み方針を策定するものでございます。

(1)の仮称、計画の策定及び(3)の関係機関等連絡会議のための体制整備、これを行いまして、(2)の広報、啓発を推進することとしております。

めくって、64ページをお願いいたします。

総合的な青少年施策の推進でございますが、青少年を取り巻く環境整備や青少年の社会参加活動等を促進するものでございます。

(1)の少年保護育成条例実施事業は、有害環境の浄化活動でございます。

2月の県議会におきまして、インターネットカフェ等への少年の深夜立入規制、保護者等に対する、少年に有害情報を閲覧等させない努力義務を内容とします条例の一部改正を行いました。これが7月1日施行となりますので、周知徹底、啓発を推進しております。

(2)の熊本県ジュニアチャレンジ事業は、県内の小中学生を沖縄県に派遣しまして、平和学習を中心に、思いやりとたくましさを持った少年を育成するという事業でございます。

以上でございます。

○佐藤人権同和対策課長 人権同和対策課で

ございます。

資料の65ページをお願いいたします。

人権同和対策課におきましては、平成16年3月に策定いたしました熊本県人権教育・啓発基本計画を基本に据えまして、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に向けて、市町村と連携を図りながら施策の推進を図っているところでございます。

主要事業といたしましては、1の人権施策推進事業でございます。

これは、県民の代表の方々から県の人権施策について御意見を伺う熊本県人権施策推進会議や、県内の行政や民間団体などが一体となって人権の啓発を推進する熊本県人権啓発推進協議会などを運営するものでございます。

次に、市町村との連携でございます。

2の人権教育・啓発総合推進事業でございますが、これは、法務省からの全額国庫委託事業で、市町村が県からの再委託を受けて、講演会、研修会などの各種人権啓発活動を行うものでございます。

また、3の人権啓発住民交流拠点支援事業でございますが、これは、市町村が設置する隣保館の運営に要する経費に、国庫2分の1、県費4分の1の補助を行うものでございます。

主要事業は以上でございます。よろしくお願いたします。

○福岡人権センター長 人権センターでございます。

資料の66ページをお願いいたします。

人権センターにおきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権課題の解決に向けて、市町村及び関係機関、団体などとの連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図るため、人権教育・啓発に取り組んでいるところでございます。

本年度における人権教育・啓発総合推進事

業の具体的な事業内容について御説明をいたします。

まず、(1)の広報・啓発事業につきましては、講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞、ポスターなどを利用いたしました広報・啓発活動を実施してまいります。

次に、(2)の市町村連携支援事業につきましては、市町村における人権教育・啓発の積極的な取り組みを促しますとともに、資料及び情報の提供、出前講座や講師の紹介などの支援を行ってまいります。

(3)の研修・人材育成事業につきましては、企業や地域における指導者育成のための講座や事業主の研修会などの各種研修会を実施してまいります。

最後の(4)の相談事業でございますが、県内の各相談機関との連携を図りながら、人権問題全般に関しまして相談ができるような総合相談窓口の運営を行ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で環境生活部からの説明が終了しましたので、環境生活部の主要事業等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 36ページ、環境政策課、アスベスト対策についてですけれども、これは、県のホームページあたりにも相談窓口を設置したりして、いろいろと御相談を受けていたというふうに思います。

これに関して、今現在、ある程度報道がばっとなされたときは相当話題に上ったわけですから、その後いろいろと——最近余りアスベスト問題に対して特に何か報道されるわけでもなく、ちょっと静かな状況ではありますが、この辺の窓口あたりの相談というのはどういう状況なのかというのをちょ

っと教えていただきたいんですけども。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

委員御指摘のように、平成17年にアスベスト問題全国的に問題になりまして、県といたしましても、早速健康相談、それから建築資材等に関する相談窓口など各種相談窓口の設置をいたしておりまして、あと、環境政策課の中に総合相談窓口を設置いたしております。

これまでの相談件数の状況でございますが、ことしの4月末現在まででございますけれども、合わせまして1,335件となっております。内訳を申し上げますと、健康相談等が208件、それから建築資材等に関する御相談が821件、それから廃アスベストの処理に関する御相談が109件、それから環境対策140件、それから救済制度に関する御相談が57件という状況になっております。これは、本庁各課での相談、それから保健所でも相談窓口設置いたしておりますけれども、それらを合わせました全体の相談件数でございます。

確かに、私ども総合相談窓口を環境政策課の中に設置をいたしておりますが、最近相談件数というのは少ない状況でございます。

○大西一史委員 まあ、今それでも1,335件、ずっとあったということで、最近はちょっと減ってきているということでもありますけれども、私もいろんなところを回っていると、このアスベスト、家を改築したいとか、解体して新築したいとかという場合に、これはアスベストなのかどうなのかとか、いろいろなそういうことで、どこに相談していいのということが結構あるんですね。ですから、こういう県の窓口、ホームページにあるからねということでお知らせするようにはしていますが、やっぱり少し以前よりどうしても報道が少なくなると、関心も下がってしまい

ます。やはり圧倒的に古い家屋でありますとか、そういったところで、まだ飛散をしてしまう、また新たな被害を生んでしまうという可能性もまだ高いわけですから、そういうことを考えれば、相談窓口の強化もきちんとしなければなりません、こういったものの啓発というの、周知あたりもしっかりやっていただきたいと思います。

それともう1点、これは食育、59ページかな。

食育総合推進事業ということで、これ、政策をそれぞれやられるということで、県民大会だ何だということで書いてありますけれども、これに関して、今年度の4月から学校栄養教諭というのが新たに採用をされて、教育委員会の方では各学校に配属をされていると思いますが、この学校栄養教諭の方々との連携、教育委員会あたりとの連携——教育委員会でも、これ、私、去年文教治安常任委員会にいたもんですから、いろいろとこの辺の議論をしたんですが、教育委員会では教育委員会でやっていますよということですが、その辺とのリンクがきちっとしているかどうかというのが大事なところではないかなと思うんですが——この中では、関係団体との連携促進なんて書いてありますが、その辺はいかがでしょうか。現状をちょっとお聞かせください。

○山地食の安全・消費生活課長 栄養教諭の配置につきましては、今年度初めて15人が配置されたところでございまして、連携につきましては、今後の課題ということになるのではないかと思いますけれども、私の承知しているところでございますと、学校の現場におきましては、栄養教諭も恐らく一緒になってやっているんじゃないかと思います。

例えば、食の改善の地域のヘルスマイトさん等がボランティアで学校に行かれて、食物が育つ様子でございまして、地産地消の食

物を使った料理でございまして、そういった身近な食育につきまして連携してやっているのではないかとというふうに思われまして、今後さらに連携を深めて、いい食育をやりたいと思っております。

○藤川隆夫委員長 もう1個、教育委員会との連携の質問があったと思うんですけども、そちらの方と教育委員会が話をしながらやっているかどうかという話でしょう。

○大西一史委員 そうそう。

○山地食の安全・消費生活課長 済みません、今、プロジェクトチームというものがございまして、関係する部局が全部入った会議なんでございまして、そういったところで今から連携してやっていくことになると思います。

○大西一史委員 今から連携ということ、ちょっとお聞きしようと思っていたところだったんですが、やっぱりどうしても、これは、教育委員会は教育委員会ということで、知事部局とは別でという形によくなりがちなんですよね。しかし、こういう同じ目的に向かってやっていくということに関しては、特に教育現場でも教えていくことと、文教治安常任委員会でも、話題になったんですけども、学校では、あくまでも3食のうちの1食しか食べないという、ほとんどですね、給食あたりではですね。ということを見ると、家庭なり、そういう社会で食育というものの重要性、こういったものとのリンクが物すごく重要になってくるというふうな話が随分ありました。

ですから、これはこれからということでプロジェクトチームの中でやっていかれるということですから、学校教諭、現場の先生方あたりの話も聞きながら、総合的にこう

いう授業を実のあるものにより具体的に推進していただきたいと思います。

きょう、たまたまお昼は県庁弁当を食べたんですけれども、県庁弁当に食育のあの紙がどんとあって、チーズまで乗かってサービスしてありましたけれども、非常においしくいただきましたが、私たちもやっぱり食生活非常に乱れがちなので、こういったものの啓発に関しては、ぜひ当局としてはしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

○福島和敏委員 34ページの環境政策課、ちょっと教えていただきたいんですけれども、このくまもとEco燃料拡大推進事業、このバイオディーゼルの燃料になるのは、廃食油、どんなもんがあるんですかね。

○坂本環境政策課長 バイオディーゼル燃料、いわゆる軽油の代替になる、ディーゼルエンジンに使える燃料となるわけでございますけれども、主に植物性の油、これを化学変化いたしまして、そういう軽油にかわる燃料を製造するという形になってございます。ほとんどが植物性の油が原料になっているということでございます。

○福島和敏委員 日本で使っている絶対量からすると、ほんとわずかってぐらいにしかならないと思うんですけども、大体最大どのくらいを目指しているんですかね。

○坂本環境政策課長 私どもが今取り組もうとしておりますのは、軽油の代替燃料になるバイオディーゼル燃料でございまして、軽油の県内消費量が年間で48万4,000キロリットルといったような状況でございまして、今現

在、バイオディーゼル燃料といたしまして、天草市で菜の花プロジェクトという形で実施されたり、あるいは民間の事業者が独自に製造して自家用で利用したりされておりますけれども、その量が大体380キロリットルぐらいということでございまして、まだ0.0数%といったような程度でございます。

ただ、原料となる廃食油、量が限られておりますので、軽油にかわる燃料としてどんどん使えるというところまでの利用というのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますが、例えば、ことしの阿蘇の火祭りでは、火を燃やす燃料にこのバイオディーゼル燃料を使われたりとか、あるいは地域の祭り等で、発電用にこのバイオディーゼル燃料を使われるとか、そういったような県内のいろんな地域での取り組みの中での利用というのが進んできております。

そういう意味で、環境問題、温暖化対策も含めました環境問題に対する啓発的な、モデル的な取り組みという形にでもなれば、それでも効果があるのかなというようなことで今取り組んでいるところでございます。

○福島和敏委員 ありがとうございます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

○大西一史委員 1個だけ。

最近、これは日本ではないと思われる、例えば中国であるとか韓国であるとかから、廃棄物あたりが海を渡って漂着をするというようなことがよく報道等でも挙げられて問題視されています。例えば流木あたりが苓北あたりにどかんと漂着していたりとか、いろんなニュースがありましたけれども、本県でその辺の、要は、恐らくこれは国内ではないというふうに思われるような物が漂着している事例というのが確認されているのか、もし確認

されているとすればどういった状況だと現状を認識しておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○本田廃棄物対策課長 海岸等の漂流、漂着ごみの状況でございますけれども、今御指摘がございましたように、外国由来のごみの漂着についても確認をされております。その中で、特に医療系の廃棄物等、そういうものをラベル等見ますと、外国由来というようなものが確認できるということでございます。

国の方も、この漂着ごみ対策につきましては、全国で今どういう状況にあるのかということ、そして、今後、どういごみが漂着をしているのかということの分析も含めて、モデル海岸を選んでその実態調査をしようというような事業をことしから取り組み、熊本県の方にもこの適当な海岸がないかというようなことでの照会がございました。

熊本県としましては、苓北の海岸、それから龍ヶ岳の樋島海岸を国に具申いたしまして、国からは、この2つの海岸を全国のモデル海岸の中にリストアップをするというような形で、環境省の直轄事業として、コンサル等に委託をして、今後、実態把握に乗り出すというようなことで聞いておるところでございます。

○大西一史委員 今、国の実態調査ということで、本県の苓北、樋島が、盛り込まれるということであり、実際に例としてはあったという御答弁でありますから、もう細かい数字は聞きませんが、この国の調査もあわせて、実態調査で、ある程度判明した段階でまた教えていただきたい。

もし必要によっては、やはり国に対してきちんとした対処をしていただくように、これは外交的な問題も絡みますので、熊本県だけでどうこうできるという問題でもありませんから、そういったことも含めて我々委員会で

も考えていかなければならないかなと思しますので、その辺の状況はよろしく教えてください。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんね。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、報告の申し出がっておりますので、受けたいと思います。

まず、報告について、執行部の説明を受けた後、質疑を一括して受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、順次報告願います。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

厚生常任委員会の報告事項の資料25ページをお願いいたします。

環境生活部における平成18年度の行財政改革の取り組みについてでございます。

本県におきましては、平成17年2月に策定をいたしました熊本県行財政改革基本方針、それから毎年度作成をいたします具体的な取り組みを掲載しました実行計画、アクションプランと呼んでいますけれども、これに基づきまして、全庁的に行財政改革の取り組みを推進しているところでございます。

環境生活部におきましても、部内に設置をいたしました経営改革推進本部におきまして、実行計画に掲載された取り組み項目につきまして着実な取り組みを行いますとともに、部の職員研修の開催、あるいは事務事業見直し運動などを通じまして、職員への意識改革の徹底を図ってきたところでございます。

それでは、資料に沿いまして、環境生活部における平成18年度の主な取り組みについて御説明させていただきます。

まず、1行政改革(1)業務の見直しでございますが、指定管理者制度の導入につきましては、環境センター、鳥獣保護センター、天草ビジターセンターの3施設について、平成18年4月から指定管理者制度を導入したところでございます。

なお、環境センターにつきましては、運営は直営、施設の維持管理が指定管理者制度となっております。

次の鳥獣保護センターのあり方等の見直しでございますが、今申し上げましたように、平成18年4月から指定管理者制度を導入したところでございます。次の公募を行います平成20年度を目途に、施設の機能や公の施設としての必要性等について検討を行ってきたところでございます。平成19年度中には方針を決定すべく、引き続き検討を進めていくことといたしております。

次の消費生活センターでございますが、同センターの相談等業務の民間委託につきまして、その課題の整理や委託に必要な要件の検討等を行ってきたところでございます。平成19年度におきましても、消費生活センターの業務のあり方そのものを含めまして、引き続き検討を行っていくことといたしております。

次の26ページをお願いいたします。

財政改革、歳入構造の見直しでございますが、基金の有効活用を図るという観点から、平成18年4月に、果実運用型から取り崩し型へ転換をいたしました環境保全基金につきまして、その一部、約3,600万円でございますが、を取り崩しまして、環境立県くまもと推進普及啓発事業、干潟等沿岸海域再生推進事業及び環境センター展示室整備事業を実施したところでございます。

なお、平成19年度当初予算におきましても、

4つの事業で678万9,000円を計上いたしているとところでございます。

次に、歳出構造の見直しの地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画による光熱水費、燃料費等の削減でございますが、知事部局、教育庁及び企業局の各出先機関においても、本庁に準じた環境管理システムを導入するなど、それぞれの削減目標達成のための取り組みを行っているところでございます。

3意識改革、県民とのパートナーシップによる県行政の推進といたしましては、2つの取り組みを行っております。

1つは、県民と一体となった川や海を守る運動の推進といたしまして、みんなの川と海づくりデー、あるいは県民大会等を通して、県民と一体となった取り組みを推進したところでございます。

2つ目は、ボランティア等による不法投棄監視体制の拡充でございますが、不法投棄情報提供の協定を締結しております農協等の団体とさらなる連携強化を図り、不法投棄撲滅等の取り組みを引き続き実施したところでございます。

環境生活部におきます平成18年度の主な取り組み状況は以上でございます。

平成19年度におきましても、実行計画に基づきまして、引き続き行財政改革の取り組みを行っていくことといたしております。

以上でございます。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項27ページをお願いいたします。

平成18年度ダイオキシン類の調査結果及び法定自己検査結果について御報告いたします。

1の調査目的でございます。

県下のダイオキシン類の現況を把握するため、法に基づき行ったものです。ダイオキシン類は、ごく微量で人の健康に影響があると

言われております。

以下、濃度の単位について説明をしております。

2の環境土壌に係る調査結果です。

平成18年度は、阿蘇、上益城地域を対象に調査を実施しております。水質や大気中のダイオキシン類につきましては、既に当委員会に報告を行っております、問題となる調査結果は出ておりません。

今回の土壌の調査結果も、土壌環境基準に比較してはるかに低い値でございました。

次に、28ページをお願いいたします。

3の法定自己検査結果についてです。

法に基づき、廃棄物焼却施設など、いわゆる特定施設の設置者は、年1回以上測定を行い、その結果を知事へ報告し、知事はその結果を公表するとされております。

平成18年度の結果では、基準超過の施設はございませんでした。

次に、29ページの平成18年度環境ホルモン調査結果について報告いたします。

1の調査目的等です。

国の調査により、魚類に対して内分泌攪乱作用、いわゆる環境ホルモン作用が認められました下の表に記載しておりますノニルフェノール等4物質について、国から示された表の右から2番目に記載してございます評価基準の達成を把握するため、黒川等、県央地域で調査を実施いたしました。

2の調査結果につきましては、県央地域の下に示します7河川、8地点において調査を行いました。その結果は、(2)に示しますように、ビスフェノールAが、黒川、白川合流点など4地点で検出されましたが、国が示す評価基準に対して極めて低い値でありました。その他の項目については、全地点で検出下限値以下でありました。

平成19年度は、18年度と同様、ノニルフェノール等上記4物質について、県南地域の河川7地点について調査を行う予定にしております。

ます。

次に、31ページをお願いいたします。

平成19年度光化学スモッグ注意報の発令について御報告いたします。

気象条件等により大気中の光化学オキシダント濃度が高くなりますと、もやがかかったようになりまして、人によっては目がちかちかするなどの健康被害が生じると言われており、これを一般に光化学スモッグと呼んでおります。

1の発令状況ですが、昨年6月7日に本県観測史上初の注意報を熊本市に発令しましたが、本年度は、4月27日、天草市河浦町と苓北に注意予報を発令したのを皮切りに、これまで、下の表に示しますように、合計4回発令しております。

(2)の県民の健康被害の状況につきましては、4月27日、天草市の住民3名から、目が痛いなどその情報が寄せられましたが、3名とも医療機関で治療することなく回復しており、これ以外の被害の情報はあってございません。

2の取り組み対応です。

(1)の予報発令・情報伝達体制の整備につきましては、①の注意報を発令する前段階で予報を発令し、注意報発令時、速やかな対応ができる体制としております。②情報伝達の迅速化のため、関係機関の参加を得まして、緊急時対策連絡会議の開催、合同情報伝達訓練の実施、③注意報発令については、テレビ等のメディアでテロップ等による速報が行われるなど、報道機関の協力、④県民に対し、携帯電話メールで発令情報の提供、⑤休日の職員の対応でございますが、括弧内に示しますような事態が生じた場合、直ちに注意報発令等に備えられるよう、直ちに登庁する体制をとっております。

次に、32ページをお願いいたします。

(2)の国への緊急要望の提案です。

光化学スモッグの出現が九州、山口と広域

に及び、光化学オキシダントの原因物質である工場の煙や自動車排ガスの影響が少ない天草などが含まれておりまして、大陸からの影響や成層圏からのオゾンがおりてくるなどの説があり、汚染源が何であるか、いまだ特定できない状況であります。

このため、汚染原因の特定、必要な場合は、国際的な対応も視野に入れた対策の実施を、本県の発案により、九州知事会から既に政府・与党に対し今年11日に要望されております。

なお、環境省に対しては、あす、20日、提案県として、本県が九州知事会を代表して要望することとしております。

(3)光化学オキシダントの削減等の対策検討につきましては、注意報の発令等は緊急時対策実施要領により実施しております。しかし、この要領は、主に硫黄酸化物に係る措置を前提としたものであり、最近の状況から見た場合、十分とは言えません。このため、観測網、発令地域の範囲、削減策等について、気象台や専門家の意見を聞きながら検討作業を行っておりまして、本年度中をめどに要綱改正を予定しているところでございます。

以上でございます。

○林田水環境課長 水環境課でございます。

水俣湾の環境調査、それから水俣湾埋立地の点検・調査結果の報告でございます。

35ページをお願いします。

水俣湾の公害防止事業では、大量の水銀へドロを鉄鋼材で築きました護岸の設置によりまして、水銀へドロを封じ込めております。そのために、埋立地の護岸の状況、土地の沈下の状況、湾内の水質などの環境状況を継続的、計画的に観察しておるところでございます。

そこで、平成13年に定めました水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、県庁内の各部関係各署が連携をとりまして、厳正な維持管

理に努めております。

そこで、今回、水環境課では、32ページから35ページにかけて記載しておりますけれども、水俣湾の水質、底質、魚などの調査結果、それから、土木部、港湾課では、36ページから38ページにかけまして記載しております埋立地の地盤の状況等を調査実施しております。

なお、同じ内容で建設常任委員会でも報告させていただいております。

まず、水環境課の調査の結果でございますけれども、35ページに地点図をつけさせていただいております。その図で示した地点で調査いたしました。

海水の水質調査、それから地下水の水質検査につきましては、総水銀は検出されておられません。それから、底質では平均4.07ppmでありまして、基準値以下であり、異常はございませんでした。

それから、34ページをお願いいたします。

34ページは、魚類の結果を載せております。

カサゴ、これはガラカブと申しますけれども、それからササノハベラの2種を調査しております。年間で変動はございますけれども、規制値の範囲内で変動しております。

それから、動物プランクトンでは、規制の基準はございませんが、平成10年度の結果を下回る値でございました。

今後につきましても、引き続き調査していきたいというふうに思っております。

それから、36ページをお願いいたします。

36ページは、土木部、港湾課が実施いたしました水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

平成18年度は、5年ごとに行います2次点検の年でありますために、通常の調査にあわせまして、構造物変状調査におきまして、水中部での目視調査、それから鋼材の肉厚測定、電気防食の陽極調査を実施しております。

①のところの水質環境調査でございますけ

れども、38ページに写真がございますが、これの白丸の部分が採水箇所でございます。護岸から水銀が流出していないかどうか、鋼材の腐食状況の把握を目的として実施しております、異常はございませんでした。それから、②の埋立地地盤調査でございます。38ページの航空写真の赤い面的部分でございますけれども、埋立地の地盤の異常、沈下等の異常がないかどうか、土砂流出等の状況はないかどうかというようなことを調査いたしました、異常はございませんでした。③の構造物変状調査でございます。これは38ページの航空写真の水色の直線がついておりますけれども、この部分です。埋立地周辺の護岸、岸壁、排水路の劣化、損傷、鋼材の腐食状況等を調査しております。特に埋立地の護岸は、先ほど申し上げました鉄鋼材でできておりますので、風や海水等に当たりますと、さびが出る可能性があるわけですが、幸い、アルミ合金を使いまして、そのもととなる電極を消滅させる方法で実施しております、一定の成果を上げている状況でございます。

総合的に見ましても、全体的な異常はないということでした。今後も計画的にこの調査をやっていききたいというふうに思っております。

水環境課は以上でございます。

○藤川隆夫委員長 はい、わかりました。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の39ページをお願いいたしたいと存じます。

菊池市柏地区の産業廃棄物処理施設の問題についてでございます。

いわゆる九州産廃に関する問題でございますけれども、この九州産廃は、この昭和56年10月に、菊池のこの地で、管理型処分の埋め立てという事業を開始いたしましたところござ

いますが、平成元年には、施設の増設をめぐりまして大規模な住民反対運動が起こり、また、平成8年度からは、焼却施設の設置をめぐりまして、これも激しい反対運動が展開されてきたところでございます。平成9年度には、この施設の設置許可に関しまして大規模な住民訴訟にまで発展いたしまして、これに対応いたしまして、会社の方はまたさらに今度は損害賠償請求を打つなど、非常に地域の紛争の状況が激化したわけでございます。

このような状況の中で、当時、熊本県知事の方が事態の収拾に向けまして、菊池市と会社の間でこの協定を結ぶということで、平成10年11月に締結をいたしました環境保全協定に基づきまして、この九州産廃株式会社、菊池市、県の3者の間で継続的な協議を行ってきたところでございます。

平成16年度に、この問題解決のための考え方の大枠という形で、基本的には、操業の短縮を図る、それからその短縮に伴う補償について考える、そしてこの期間満了までの間の処分量の確保を図るという、この3点につきまして継続的な協議を行ってきたところでございます。

この平成18年の8月に至りまして、ようやくこの大枠についての意見の一致を見たところでございまして、そのことに伴いまして、以下のような取り組みを行ってきたところでございます。

県は、新たにこの計画をされました埋立容量の約39万立方メートルの管理型最終処分場の設置許可申請内容につきまして、廃棄物処理法に基づく審査を行いまして、この平成19年2月6日付でこの設置許可を行ったところでございます。

この九州産廃株式会社は、この建設予定地の農振除外、それから農地転用の許可を受けまして、3月2日からこの工事の方には着手をいたしております。

また、平成19年3月28日に、環境保全協定

の一部変更協定の締結及び補償協定を締結したところでございます。

この解決案に基づきます変更協定等の内容につきまして、それぞれ御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、項目の(1)でございますが、県を立会人といたしまして、菊池市と九州産廃株式会社並びに九州産業株式会社の間で、環境保全協定の一部変更協定が締結をされたところでございます。会社の最終処分場の操業期間は、この環境保全協定では、当初定められました最終埋立期間でございます平成30年を4年間短縮いたしまして、平成26年度までとするということで、この菊池市内における最終処分場は終了をいたすということでございます。

それから、最終処分場の終了時に容量の残余がある場合におきましては、九州産廃株式会社の中間処理施設に伴い排出されます自社の廃棄物のほか、菊池市が特に必要であると認めた一般廃棄物、例えば災害時の廃棄物等でございますけれども、これにつきましては、協議の上で埋め立てができるものとしたところでございます。

それから、項目の(2)につきましては、菊池市と九州産廃株式会社並びに九州産業株式会社の間で、最終処分場の操業の短縮及び埋立処分の終了に伴います補償契約が締結されたところでございます。

それから、項目(3)につきましては、県と菊池市の間で、補償契約に伴います県の負担額を菊池市の補償額の2分の1とする覚書を締結したところでございます。

最終処分場の終了に伴います補償について御説明を申し上げます。

補償額につきましては、4年間の操業短縮分と、それからその後の3年間の補償につきまして、補償総額12億600万円でございます。県の負担額は、この菊池市が行います補償額の2分の1相当の約6億300万円でございます。

す。

なお、支払い時期は、この最終処分場の終了を確認いたしました後、平成27年度から4年間をかけて分割して支払うこととなります。

なお、この最終処分場の取り扱いにつきましては、一応の解決を見たところでございますが、今後、同敷地内にごございます溶融キルンの焼却施設等の取り扱いにつきましては、今後関係者間で協議を重ねますとともに、県議会とも連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

廃棄物対策課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

水俣病対策の状況につきまして、水俣病審査課分とあわせまして、一括して御報告を申し上げます。

報告事項の40ページをお願いいたします。

まずは、1の最高裁判決以降の経緯についてでございますが、その主なものにつきまして御報告を申し上げます。

平成16年10月15日に最高裁判決が出されました。団体からの要望等相次ぐ中で国の動きが見られなかったことから、11月29日に、県議会の全員協議会の了承を得まして、水俣病対策の検討のたたき台として環境省へ提案をいたしましたところでございます。

平成17年2月15日に特別委員会が設置されました。早速委員長名で国に対して財政負担の問題で要望書を提出いただきました。結果的に、その後の環境省との協議で、県に有利な展開ができました。

4月7日には、環境省が今後の水俣病対策を発表したところでございます。

次の41ページをお願いいたします。

10月3日に不知火患者会から第1陣の提訴

がなされています。

平成18年5月19日には、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの第1回目の会合が開かれておりまして、5月29日には、特別委員会から、平成7年と同様の救済策を講じることについて、国へ要請をしていただいたところでございます。

平成19年3月9日に与党プロジェクトチームの会議が持たれまして、実態調査を4月から行い、その結果を踏まえて、6月までに新たな救済策を取りまとめることが示されたところでございます。翌3月10日には、最高裁判決以降で第1回目となります認定審査会を開催しております。5月26日は、その第2回目を開催しております。

次の42ページをお願いいたします。

2の救済策の検討状況につきましては、先ほども御報告させていただきましたが、まず、環境省からの委託を受けまして、本県分として9,999人のアンケート調査とその5%に当たる方々の面接調査を実施したところでございます。

その結果は、現在、環境省が与党プロジェクトチームの指示を受けまして、集計分析を行っております。その結果と新たな救済策が、次回プロジェクトの会議の際に示されるものと考えております。

次に、3の認定申請者の状況でございますが、本年5月末現在で3,344人となっております。

次の43ページでございますが、(3)の検診の状況でございますけれども、これまで東京、大阪、名古屋、そして水俣の各医療機関に委託をいたして進めておりますが、水俣においては、さらに県からの専門医師を派遣して進めております。まだ十分な対応ができていない状況でございますので、検診の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4の裁判の状況でございますが、4つございまして、(1)国家賠償等請求訴訟で

は、現在までのところ第8陣までの1,269人の方々が提訴をされております。これまでのところその口頭弁論が8回開催されておりました。また、2と、次の44ページの(3)の訴訟は、県が認定申請を棄却した処分を取り消しました。水俣病と認めるように県に義務づけるべきとして提起されているものでございます。(4)の訴訟は、県が認定処分を長い間行わなかったのを不作為違法であることについて、その確認を求め、あわせて、水俣病であることを認めるように県に義務づけるべきとして提起されたものでございます。

(2)は、7月に結審をし、(3)と(4)は、第1回の口頭弁論が近々行われる予定でございます。

以上、御報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの報告に関して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 ありませんかね。

なければ、以上で質疑を終了します。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、そのように取り計らいます。

最後に、要望書等が2件提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、後でござらんいただきたいと思っております。

それでは、これもちまして第2回厚生常任委員会を閉会します。

委員各位並びに執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。

午後3時7分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
厚生常任委員会委員長